

教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和 7 年 5 月 29 日 (木)

午前 9 時 00 分～

函南町役場 3 階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告その他事務事業の報告

4 付議案件

議案第34号 要保護及び準要保護児童生徒の認定及び廃止について

議案第35号 函南町結核対策委員会委員の委嘱について

議案第36号 令和 7 年度函南町一般会計「教育費」補正予算について

議案第37号 函南町立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則
について

5 報 告

報告第 9 号 函南町立小中学校の主任等の任命について

報告第10号 文化センター大ホール天井耐震改修について

6 そ の 他

(1) 後援依頼について

ア 第42回静岡県油彩美術家協会東部展

イ ボ이스キュー開局28周年記念イベント「ラジオも昭和も百年祭り」

ウ チェンバロコンサート24

エ 企業と語ろう in ぬまづ

オ 第49回オール伊豆少年野球学童部大会

カ 第31回 MOA 美術館 函南児童作品展

(2) 定例学校等訪問の実施について

(3) 次回委員会開催予定

定例会 令和 7 年 6 月 24 日 (火) 13 : 10～ 函南町役場 3 階 教育委員会室
(学校等訪問時の給食費を集金 (373円×3回=1,119円) します。)

教育長関係報告事項

令和7年5月29日（木）

月日	曜日	内 容
4月24日	木	・ 田方地区学校保健会理事会（15：30～）
5月8日	木	・ 三島警察署防犯協会会計監査（15：30～）
5月9日	金	・ 函南町青少年健全育成活動推進委員会（19：00～）
5月11日	日	・ 函南町スポーツ協会通常総会（16：00～）
5月12日	月	・ 企画会議（13：10～）
5月13日	火	・ 全国町村教育長会全国総会・研修会
5月14日	水	
5月15日	木	・ 函南町議会第1回臨時議会（9：00～） ・ 生涯学習推進担当教員連絡会（15：30～）
5月16日	金	・ 接続研究推進会議（15：00～）
5月20日	火	・ 不登校連絡協議会（14：30～）
5月22日	木	・ 要保護児童対策地域協議会代表者会議（13：30～）
5月24日	土	・ 函南小、西小 運動会
5月26日	月	・ 課長等連絡会議（8：35～） ・ 企画会議（9：00～）
5月27日	火	・ 町内校長会（13：30～） ・ 地区推進委員長連絡会（19：00～）
5月28日	水	・ 田方地区教員研修協議会第1回委員会（9：00～） ・ 第1回田方地区教育長会（13：00～） ・ 2市1町教育委員情報交換会（18：30～）
5月29日	木	・ 函南町定例教育委員会（9：00～） ・ 静岡県初任者研修実施委員会（14：00～）

議案第34号

要保護及び準要保護児童生徒の認定及び廃止について

要保護及び準要保護児童生徒の認定及び廃止について、教育委員会の承認を求める。

令和7年5月29日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から就学援助申請等が提出されたので、認定及び廃止について教育委員会の承認を求めるものです。

議案第35号

函南町結核対策委員会委員の委嘱について

函南町結核対策委員会設置条例（平成17年函南町条例第14号）第3条の規定により、別紙の者を函南町結核対策委員会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和7年5月27日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

委嘱していた委員の任期が令和7年3月31日を以て満了となったため、新たな委員の委嘱について、教育委員会に承認を求めるものです。

令和 7 年度 函南町結核対策委員会 委員一覧（案）

No.	役職・所属	氏 名	委 嘱 期 間	備 考
1	田方地区医師会の代表	川上 健司	令和 7 年 6 月 1 日 ～ 8 年 3 月 31 日	新任 N T T 東日本伊豆病院
2	結核の専門家 函南町学校医の代表	杉山 達郎	令和 7 年 6 月 1 日 ～ 8 年 3 月 31 日	新任 函南さくらクリニック
3	静岡県東部保健所長	鉄 治	令和 7 年 6 月 1 日 ～ 8 年 3 月 31 日	再任
4	函南町保健業務担当者	猪ノ原淑恵	令和 7 年 6 月 1 日 ～ 8 年 3 月 31 日	新任 健康づくり課保健師
5	函南町校長会の代表	土屋 清隆	令和 7 年 6 月 1 日 ～ 8 年 3 月 31 日	新任 丹那小学校長
6	函南町養護教諭の代表	土屋 智美	令和 7 年 6 月 1 日 ～ 8 年 3 月 31 日	新任 東中学校養護教諭

○函南町結核対策委員会設置条例

平成17年6月24日 条例第14号

(設置)

第1条 函南町立学校（以下「学校」という。）におけるツベルクリン反応検査及びBCG接種の廃止を踏まえ、結核の児童生徒への感染防止、感染者又は発病者の早期発見及び早期治療並びに学校保健と地域保健との連携強化を目的とし、学校における結核対策に的確に取り組むため、函南町結核対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 学校における結核健診の実施状況及び結果の把握
- (2) 精密検査及び経過観察対象児童生徒の管理方針の検討
- (3) 患者発生時における関係機関への協力及び対策の検討
- (4) 地域との連携による学校の結核管理方針の検討
- (5) その他学校における結核対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 田方地区医師会の代表 1人
- (2) 結核の専門家 1人
- (3) 静岡県東部保健所長
- (4) 函南町保健業務担当者 1人
- (5) 函南町学校医の代表 1人
- (6) 函南町校長会の代表 1人
- (7) 函南町養護教諭の代表 1人

2 委員は、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任は、これを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、田方地区医師会の代表をもって充て、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理し、欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

議案第36号

令和7年度函南町一般会計「教育費」補正予算について

令和7年度函南町一般会計補正予算（第1号）のうち、教育委員会関係補正予算を別紙のとおり作成したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和7年5月29日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和7年度函南町一般会計補正予算（第1号）のうち、教育委員会関係補正予算について、町議会の議決を経るべき議案の作成にあたり、教育委員会の意見を求めるものです。

令和 7 年度 一般会計補正予算（第 1 号） 6 月補正予算

学 校 教 育 課 補 正 予 算

（ 歳 入 ）

（ 事 務 局 事 務 事 業 ）

（ 小 学 校 管 理 事 業 ）

（ 中 学 校 管 理 事 業 ）

令和7年度 学校教育課補正予算（第1号）要求一覧表

歳入

単位：千円

充当先事業名	歳入科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説明
小学校管理事業	国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 学校教育費補助金 教育支援体制整備事業費補助金	943	394	1,337	 学校で医療的ケア（痰の吸引）が必要な児童がおり、週5日（計206日）会計年度任用職員（看護師）人件費で補助金交付申請をしているが、現任用職員が週3日しか勤務できないため、残りの週2日について、看護師派遣業務委託を予定しており、人件費増額見込による、補助金額増。 人件費増額見込 1,182,784円×1/3-261円=394,000円
合 計		943	394	1,337	

令和7年度 学校教育課補正予算（第1号）要求一覧表

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
事務局事務事業					
給料	一般職給	42,119	364	42,483	4月の人事異動に伴い、給料を増額する。
職員手当等	地域手当	857	102	959	4月の人事異動に伴い、地域手当を増額する。
	扶養手当	690	546	1,236	4月の人事異動に伴い、扶養手当を増額する。
	住居手当	84	252	336	4月の人事異動に伴い、住居手当を増額する。
	通勤手当	546	△ 69	477	4月の人事異動に伴い、通勤手当を減額する。
	管理職手当	3,462	748	4,210	4月の人事異動に伴い、管理職手当を増額する。
	期末手当	10,321	1	10,322	4月の人事異動に伴い、期末手当を増額する。
	勤勉手当	8,463	△ 54	8,409	4月の人事異動に伴い、勤勉手当を減額する。
	児童手当	600	300	900	4月の人事異動に伴い、児童手当を増額する。
	一般職退職手当負担金	16,194	△ 490	15,704	4月の人事異動に伴い、一般職退職手当負担金を減額する。
共済費	特別職共済組合負担金	1,970	3	1,973	共済負担金率変更に伴い、特別職共済組合負担金を増額する。
	一般職共済組合負担金	13,797	△ 27	13,770	4月の人事異動に伴い、一般職共済組合負担金を減額する。
小 計		99,103	1,676	100,779	

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
小学校管理事業					
報酬	会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員報酬41人	56,859	△ 691	56,168	学校で医療的ケアが必要な児童がいるため、週5日(計206日)で会計年度任用職員(看護師)の予算措置をしているが、現任用職員が週3日しか勤務できないため、残りの週2日について、看護師派遣業務委託を行うため、減額する。 1,542円×7時間×△64日=△690,816円
給料	一般職給	16,198	198	16,396	4月の人事異動に伴い、給料を増額する。
職員手当等	地域手当	324	4	328	4月の人事異動に伴い、地域手当を増額する。
	住居手当	564	306	870	4月の人事異動に伴い、住居手当を増額する。
	通勤手当	306	△ 61	245	4月の人事異動に伴い、通勤手当を減額する。
	期末手当	3,435	95	3,530	4月の人事異動に伴い、期末手当を増額する。
	勤勉手当	2,810	80	2,890	4月の人事異動に伴い、勤勉手当を増額する。
共済費	一般職共済組合負担金	4,533	40	4,573	4月の人事異動に伴い、一般職共済組合負担金を増額する。
委託料	事務事業委託料 看護師派遣業務委託料	0	1,874	1,874	学校で医療的ケアが必要な児童がいるため、週2日(計64日)看護師派遣を依頼する。 7.5時間×64日×3,500円×1.1=1,848,000円(給料) 20km×20円/km×64日=25,600円(交通費) 1,848,000円+25,600円=1,873,600円(委託料計)
小 計		85,029	1,845	86,874	

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
中学校管理事業					
給料	一般職給	10,272	55	10,327	4月の人事異動に伴い、給料を増額する。
職員手当等	地域手当	206	1	207	4月の人事異動に伴い、地域手当を増額する。
	通勤手当	75	△ 51	24	4月の人事異動に伴い、通勤手当を減額する。
	期末手当	2,252	△ 83	2,169	4月の人事異動に伴い、期末手当を減額する。
	勤勉手当	1,892	△ 70	1,822	4月の人事異動に伴い、勤勉手当を減額する。
共済費	一般職共済組合負担金	3,046	△ 28	3,018	4月の人事異動に伴い、一般職共済組合負担金を減額する。
小 計		17,743	△ 176	17,567	
合 計		201,875	3,345	205,220	

令和7年度 一般会計補正予算（第1号）6月補正予算

生涯学習課補正予算

（社会教育総務事務事業）

（文化センター等管理事業）

（社会体育総務事務事業）

（体育施設管理事業）

令和7年度 生涯学習課補正予算（第1号）要求一覧表

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
社会教育総務事務事業					
報酬	会計年度任用職員報酬	7,708	1,248	8,956	例規見直し検討の補助として急遽職員の雇用が必要であったため、会計年度任用職員1名分の報酬を増額する。
給料	一般職給	40,876	△ 835	40,041	4月の人事異動に伴い、給料を減額する。
職員手当等	地域手当	828	27	855	4月の人事異動に伴い、地域手当を増額する。
	扶養手当	510	216	726	4月の人事異動に伴い、扶養手当を増額する。
	住居手当	828	△ 336	492	4月の人事異動に伴い、住居手当を減額する。
	通勤手当	234	△ 50	184	4月の人事異動に伴い、通勤手当を減額する。
	期末手当	9,397	△ 203	9,194	4月の人事異動に伴い、期末手当を減額する。
	勤勉手当	7,763	△ 209	7,554	4月の人事異動に伴い、勤勉手当を減額する。
	児童手当	120	120	240	4月の人事異動に伴い、児童手当を増額する。
	会計年度任用職員期末手当	1,352	159	1,511	例規見直し検討の補助として急遽職員の雇用が必要であったため、会計年度任用職員1名分の報酬を増額する。
	会計年度任用職員勤勉手当	1,136	133	1,269	例規見直し検討の補助として急遽職員の雇用が必要であったため、会計年度任用職員1名分の報酬を増額する。
共済費	一般職共済組合負担金	13,127	△ 185	12,942	4月の人事異動に伴い、共済負担金を減額する。
旅費	会計年度任用職員費用弁償	95	15	110	例規見直し検討の補助として急遽職員の雇用が必要であったため、会計年度任用職員1名分の報酬を増額する。
小計		83,974	100	84,074	

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
文化センター管理事業					
委託料	設計監理委託料	15,000	10,051	25,051	工法決定による業務内容変更に伴い、増額する。
小計		15,000	10,051	25,051	
社会体育総務事務事業					
給料	一般職給	8,837	△ 1,059	7,778	4月の人事異動に伴い、給料を減額する。
職員手当等	地域手当	179	△ 21	158	4月の人事異動に伴い、地域手当を減額する。
	通勤手当	24	51	75	4月の人事異動に伴い、通勤手当を増額する。
	期末手当	2,134	△ 291	1,843	4月の人事異動に伴い、期末手当を減額する。
	勤勉手当	1,779	△ 245	1,534	4月の人事異動に伴い、勤勉手当を減額する。
共済費	一般職共済組合負担金	2,939	△ 408	2,531	4月の人事異動に伴い、共済負担金を減額する。
小計		15,892	△ 1,973	13,919	
体育施設管理事業					
役務費	手数料	548	495	1,043	函南町体育館借地について、地権者より買取申し出があったため、不動産鑑定評価を行うため、増額する。
小計		548	495	1,043	
合 計		115,414	8,673	124,087	

議案第37号

函南町立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則について

函南町立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を制定したいので、教育委員会の承認を求める。

令和7年5月29日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

図書館利用者の利便性を図るため、条文及び様式の改正をする。

函南町教育委員会規則第 号

函南町立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

函南町教育長

函南町立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

函南町立図書館の管理及び運営に関する規則（平成25年函南町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第2号中「第13条」を「前条」に改める。

様式第1号から様式第5号までを次のように改める。

利用者カード交付申込書

年 月 日

函南町立図書館長 様

利用者カードの交付を受けたいので、次のとおり申し込みます。

フリガナ			生年月日
氏 名			年 月 日
住 所	〒 ー		
アパート・ マンション名			
自宅電話番号		保護者氏名(中学生以下)	
携帯電話番号		フリガナ	
自宅FAX番号		氏 名	
そ の 他	※勤務先名 勤務先住所	〒 ー	
	勤務先電話番号	函南町 電話番号	
	学校・学年		
	帰省先	〒 ー	

- (注) 1 この申込みには、身元を証する書類の提示が必要です。
 2 ※欄内は、函南町外に在住する町内の在勤者のみ記入してください。
 3 この個人情報 は当館業務以外の目的には使用いたしません。

利用者番号 _____

利用者カード記載事項変更届

年 月 日

函南町立図書館長 様

氏 名 _____

利用者番号 _____

次のとおり利用者カード交付申込書の記載事項に変更がありましたので届けます。

1 個人用記載欄

変更事項	住所 氏名 電話番号 勤務先名 通学先 その他	(変更前)
		(変更後)

※ 変更事項を○で囲んでください。

2 団体用記載欄

変更事項	団体名 団体の所在地 責任者氏名 責任者住所 その他	(変更前)
		(変更後)

※ 変更事項を○で囲んでください。

様式第3号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

利用者カード紛失・損傷届

年 月 日

函南町立図書館長 様

住 所
氏 名
電話番号

利用者カードを紛失・損傷したので届けます。

カード区分	個人用 ・ 団体用
紛失・損傷 年 月 日	年 月 日
紛失・損傷 の 理 由	

（旧）利用者番号

団体利用者カード交付申込書

年 月 日

函南町立図書館長 様

団体利用者カードの交付を受けたいので、次のとおり申し込みます。

フリガナ			
団 体 名			
団体の所在地 又は活動の拠点	〒 ー		
	電話番号	FAX番号	
フリガナ			
責任者氏名			
責任者住所等	〒 ー		
	電話番号	FAX番号	
フリガナ			
図書館担当者氏名 (学校の場合)学校司書			
種 別	保育園、こども園、幼稚園、留守家庭児童保育所、小学校、 中学校、高等学校、公民館、その他（ ）		
資料管理方法			
※ 活動内容		※ 団体 所属人数	人

(注) この申込みには、団体責任者の身元を証する書類の提示が必要です。

※欄は公共施設以外の団体のみ記入してください。

利用者番号 _____

図書館資料複製申込書

年 月 日

函南町立図書館長 様

著作権法第31条の規定等に基づき、下記の条件を承諾し、
以下の資料の複製（複写）を申し込みます。

次の項目を御確認の上、□にチェックをし、御署名ください。

（承諾いただけない場合は複写をお断りいたします。）

- ☐ 1 当館が所蔵する資料であること。
- ☐ 2 調査研究を目的とすること。
- ☐ 3 著作物の一部分を複製するものであること（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部を複製できる。）。
- ☐ 4 複製物は、1人につき1部であること。
（誤って複写した場合でも、返金・誤った複写物のお渡しはできません。）
- ☐ 5 複製物の利用により生ずる著作権上の問題は、全て申込者においてその責任を負うこと。

氏 名	
-----	--

複 製 資 料 名	複製するページ

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

新 旧 対 照 表

函南町立図書館の管理及び運営に関する規則（平成25年函南町教育委員会規則第1号）

旧	新
(館外貸出しの停止) 第14条 館長は、図書館資料の貸出しを受けた者又は団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて貸出しを停止することができる。 (1) (略) (2) 第8条第3項、第9条第2項又は<u>第13条</u>の規定に違反したとき。	(館外貸出しの停止) 第14条 館長は、図書館資料の貸出しを受けた者又は団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて貸出しを停止することができる。 (1) (略) (2) 第8条第3項、第9条第2項又は<u>前条</u>の規定に違反したとき。

旧

様式第1号（第8条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

利用者カード交付申込書

年 月 日

函南町立図書館長 様

図書館カードの交付を受けたいので、次のとおり申し込みます。

フリガナ		生 年 月 日	明治・大正・昭和・平成	性 別
氏 名			年 月 日	男・女
住 所	〒 ー		自宅電話 () ー	
			自宅FAX () ー	
アパート・ マンション名		保護者氏名（中学生以下）		
そ の 他	※勤務先	TEL () ー		
	学校・学年			
	帰省先（大学生のみ）	〒 ー		
	携帯電話	() ー		

- (注) 1 この申込みには、身元を証する書類の提示が必要です。
2 ※欄内は、町外者のみ記入してください。

新

様式第1号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

利用者カード交付申込書

年 月 日

函南町立図書館長 様

利用者カードの交付を受けたいので、次のとおり申し込みます。

フリガナ		生年月日
氏 名		年 月 日
住 所	〒 ー	
アパート・ マンション名		
自宅電話番号	保護者氏名（中学生以下）	
携帯電話番号	フリガナ	
自宅FAX番号	氏 名	
そ の 他	※勤務先名 勤務先住所	〒 ー 函南町 電話番号
	勤務先電話番号	
	学校・学年	
	帰省先	〒 ー

- (注) 1 この申込みには、身元を証する書類の提示が必要です。
2 ※欄内は、函南町外に在住する町内の在勤者のみ記入してください。
3 この個人情報は当館業務以外の目的には使用いたしません。

利用者番号 _____

旧

様式第2号(第9条関係) (用紙 日本工業規格A4縦型)

利用者カード記載事項変更届

年 月 日

函南町立図書館長 様

氏 名

利用者番号

次のとおり図書館カード申込書の記載事項に変更がありましたので届けます。

1 個人用記載欄

変更 事項	住 所 氏 名 電 話	(変更前)
	勤務先 通学先 その他	(変更後)

※ 変更事項を○で囲んでください。

2 団体用記載欄

変更 事項	団体名 団体所在地 責任者氏名	(変更前)
	責任者住所 その他	(変更後)

※ 変更事項を○で囲んでください。

新

様式第2号(第9条関係) (用紙 日本産業規格A4縦型)

利用者カード記載事項変更届

年 月 日

函南町立図書館長 様

氏 名

利用者番号

次のとおり利用者カード交付申込書の記載事項に変更がありましたので届けます。

1 個人用記載欄

変更 事項	住 所 氏 名 電話番号	(変更前)
	勤務先名 通学先 その他	(変更後)

※ 変更事項を○で囲んでください。

2 団体用記載欄

変更 事項	団体名 団体の所在地 責任者氏名	(変更前)
	責任者住所 その他	(変更後)

※ 変更事項を○で囲んでください。

旧

様式第3号（第9条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

利用者カード紛失・損傷届

年 月 日

函南町立図書館長 様

住 所

氏 名

電 話 () —

利用者カードを紛失・損傷したので届けます。

カード区分	個人用 ・ 団体用
紛失・損傷 年 月 日	年 月 日
紛失・損傷 の 理 由	

新

様式第3号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

利用者カード紛失・損傷届

年 月 日

函南町立図書館長 様

住 所

氏 名

電話番号

利用者カードを紛失・損傷したので届けます。

カード区分	個人用 ・ 団体用
紛失・損傷 年 月 日	年 月 日
紛失・損傷 の 理 由	

(旧) 利用者番号 _____

新

様式第4号（第11条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

団体利用者カード交付申込書

年 月 日

函南町立図書館長 様

団体利用者カードの交付を受けたいので、次のとおり申し込みます。

フリガナ			
団 体 名			
団体の所在地 又は活動の拠点	〒 —		
	電話番号	FAX番号	
フリガナ			
責任者氏名			
責任者住所等	〒 —		
	電話番号	FAX番号	
フリガナ			
図書館担当者氏名 (学校の場合) 学校司書			
種 別	保育園、こども園、幼稚園、留守家庭児童保育所、小学校、 中学校、高等学校、公民館、その他（ ）		
資料管理方法			
※ 活動内容		※ 団体 所属人数	

(注) この申込みには、団体責任者の身元を証する書類の提示が必要です。

※欄は公共施設以外の団体のみ記入してください。

旧

様式第5号（第15条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

図書館資料複製申込書

年 月 日

函南町立図書館長 様

著作権法第31条の規定等に基づき、下記の条件を承諾し、以下の資料の複製（複写）を申し込みます。

- 1 当館が所蔵する資料であること。
- 2 調査研究を目的とすること。
- 3 著作物の一部分を複製するものであること（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部を複製できる。）。
- 4 複製点数は、一人につき一部であること。
- 5 複製物の利用により生ずる著作権上の問題は、すべて申込者においてその責任を負うこと。

氏 名

次のとおり図書館資料の複製（複写）を申し込みます。

複製資料名	複製するページ	枚 数

新

様式第5号（第15条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

図書館資料複製申込書

年 月 日

函南町立図書館長 様

著作権法第31条の規定等に基づき、下記の条件を承諾し、以下の資料の複製（複写）を申し込みます。

次の項目を御確認の上、□にチェックをし、御署名ください。

（承諾いただけない場合は複写をお断りいたします。）

- ☐ 1 当館が所蔵する資料であること。
- ☐ 2 調査研究を目的とすること。
- ☐ 3 著作物の一部分を複製するものであること（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部を複製できる。）。
- ☐ 4 複製物は、1人につき1部であること。
（誤って複写した場合でも、返金・誤った複写物のお渡しはできません。）
- ☐ 5 複製物の利用により生ずる著作権上の問題は、全て申込者においてその責任を負うこと。

氏 名

複製資料名	複製するページ

○函南町立図書館の管理及び運営に関する規則

平成25年2月5日教委規則第1号

改正

平成26年4月22日教委規則第6号

平成26年7月18日教委規則第7号

函南町立図書館の管理及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、函南町図書館等複合施設の設置、管理及び使用料に関する条例(平成24年函南町条例第16号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき、函南町立図書館(以下「図書館」という。)の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 図書館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、保存して利用に供すること。
- (2) 図書館資料の利用に関して、その相談に応ずること。
- (3) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、資料展示会等の開催及びその奨励に関すること。
- (4) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- (5) 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力並びに他の図書館との図書館資料の相互貸借に関すること。
- (6) その他必要な業務に関すること。

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、午前9時30分から午後6時(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日にあつては、午後5時)までとする。ただし、水曜日は午前9時30分から午後8時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日(その日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)
- (2) 年末年始(12月29日から翌年の1月4日まで。ただし、4日が月曜日の場合は5日まで)
- (3) 図書整理日(毎月第4金曜日とし、その日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その前日とする。)
- (4) 図書特別整理期間(毎年10日以内の範囲において教育委員会が定める期間)

(館内利用)

第5条 第2条第1号に規定する図書館資料を図書館内において利用する者(以下「館内利用者」という。)は、所定の場所において利用しなければならない。

2 館長が指定する図書館資料は、館長が指定した場所において利用しなければならない。

3 館内利用者が退館するときは、当該利用した図書館資料を所定の場所に返却しなければならない。

(遵守事項)

第6条 館内利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書館資料を利用する場所では、音読(所定の場所において音読をする場合を除く。)、談話、飲食その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 建物敷地内では、喫煙をしないこと。
- (3) その他管理上必要な事項について館長の指示に従うこと。

(館外貸出し)

第7条 館長は、図書館資料の館外貸出しを行うことができる。

2 図書館資料の館外貸出しを受けることができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町内に居住する者
- (2) 町内に通勤し、又は通学する者(前号に掲げる者を除く。)
- 3 館長は、広域的な図書館活動を行うため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、館外貸出しを行うことができる。
- 4 身体障害その他の理由により、来館することが困難であると認められる者に対しては、郵送等による館外貸出しを行うことができる。
- 5 館外貸出しを受けられる図書館資料の点数は、1人につき図書は10冊以内、雑誌は3冊以内、視聴覚資料は3点以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 6 館外貸出しの期間は、貸出日から15日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 7 図書館資料のうち、次に掲げるものは貸出しをしない。

- (1) 汚損又は破損が著しいもの
- (2) 破損しやすく、保存上特別な注意を必要とするもの
- (3) 第5条第2項に規定する図書館資料(館長が特に認めた場合を除く。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が貸し出すことを不適当と認めたもの

(利用者カード)

第8条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、身元を証する書類を提示して利用者カード交付申込書(様式第1号)を館長に提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。

- 2 館外貸出しを受けるときは、利用者カードを提示しなければならない。
- 3 利用者カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

(利用者カードの取扱い)

第9条 利用者カードの交付を受けた者は、利用者カード交付申込書に記載した事項に変更があったときは、速やかに利用者カード記載事項変更届(様式第2号)を館長に提出しなければならない。

- 2 利用者カードの交付を受けた者は、利用者カードを紛失し、又は損傷したときは、利用者カード紛失・損傷届(様式第3号)を館長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による届出を受けたときは、館長は、利用者カードの再交付をすることができる。
- 4 利用者カードを再交付したときは、当該届け出た者から実費を徴収することができる。

(団体貸出し)

第10条 館長は、図書館資料の団体貸出しを行うことができる。

2 図書館資料の館外貸出しを受けることができる団体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町内の教育施設その他公共施設
- (2) 町内の社会教育関係団体
- (3) 前2号に掲げる団体のほか、館長が適当と認める町内の団体、事業所等

- 3 館外貸出しを受けられる図書資料の点数は、1団体につき100冊以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 4 館外貸出しの期間は、貸出日から2か月以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 5 第7条第7項の規定は、団体貸出しについて準用する。
(団体利用者カード)
- 第11条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする団体の責任者は、身元を証する書類を提示して団体利用者カード交付申込書(様式第4号)を館長に提出し、団体利用者カードの交付を受けなければならない。
- 2 第8条第2項及び第3項の規定は、団体利用者カードについて準用する。
(団体利用者カードの取扱い)
- 第12条 第9条の規定は、団体利用者カードの取扱いについて準用する。
(貸出しに係る禁止事項)
- 第13条 貸出しを受けた者又は団体は、貸出しを受けた図書館資料を転貸し等営利目的に利用し、又は当該図書館資料の利用に関して金品等を受けてはならない。
(館外貸出しの停止)
- 第14条 館長は、図書館資料の貸出しを受けた者又は団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて貸出しを停止することができる。
 - (1) 第7条第6項及び第10条第4項に規定する貸出し期間内に図書館資料を返納しなかったとき。
 - (2) 第8条第3項、第9条第2項又は第13条の規定に違反したとき。
(図書館資料の複製)
- 第15条 図書館資料の複製(複写)を求める者は、図書館資料複製申込書(様式第5号)を館長に提出しなければならない。
- 2 館長は、前項の申込みのあった場合において、複製により著作権法(昭和45年法律第48号)上問題が生ずるおそれがあると認めるときその他図書館資料の複製が適当でないとき、当該申込みに応じないものとする。
- 3 図書館資料を複製したときは、当該申込者から実費を徴収する。
(寄贈)
- 第16条 図書館は、図書館資料の寄贈を受けることができる。
- 2 図書館資料の寄贈に要する費用は、寄贈者の負担とする。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 寄贈を受けた図書館資料は、図書館所蔵の図書館資料と同様に取り扱うものとする。
(図書館協議会)
- 第17条 条例第15条に規定する函南町立図書館協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が未定の場合には、教育委員会がこれを招集することができる。
- 5 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(職員)

第18条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

様式第1号(第8条関係) (用紙 日本工業規格A4縦型)

利用者カード交付申込書

年 月 日

函南町立図書館長 様

図書館カードの交付を受けたいので、次のとおり申し込みます。

フリガナ		生	明治・大正・昭和・平成	性 別
氏 名		年	年 月 日	男・女
住 所	〒 ー	日	自宅電話	() ー
			自宅FAX	() ー
アパート・ マンション 名			保護者氏名(中学生以下)	
そ の 他	※勤務先	TEL () ー		
	学校・学年			
	帰省先(大学生のみ)	〒 ー		
	携帯電話	() ー		

(注) 1 この申込みには、身元を証する書類の提示が必要です。

2 ※欄内は、町外者のみ記入してください。

様式第2号(第9条関係)

様式第2号(第9条関係) (用紙 日本工業規格A4縦型)

利用者カード記載事項変更届

年 月 日

函南町立図書館長 様

氏 名 _____

利用者番号 _____

次のとおり図書館カード申込書の記載事項に変更がありましたので届けます。

1 個人用記載欄

変更事項	住所 氏名 電話	(変更前)
	勤務先 通学先 その他	(変更後)

※ 変更事項を○で囲んでください。

2 団体用記載欄

変更事項	団体名 団体所在地 責任者氏名	(変更前)
	責任者住所 その他	(変更後)

※ 変更事項を○で囲んでください。

様式第3号(第9条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)
様式第3号(第9条関係) (用紙 日本工業規格A4縦型)

利用者カード紛失・損傷届

年 月 日

函南町立図書館長 様

住 所

氏 名

電 話 () —

利用者カードを紛失・損傷したので届けます。

カード区分	個人用 ・ 団体用
紛失・損傷 年 月 日	年 月 日
紛失・損傷 の 理 由	

様式第4号(第11条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

様式第4号(第11条関係) (用紙 日本工業規格A4縦型)

団体利用者カード交付申込書

年 月 日

函南町立図書館長 様

団体図書館カードの交付を受けたいので、次のとおり申し込みます。

フリガナ		
団 体 名		
団体の所在地 又は活動の拠点	〒 —	
	TEL () —	FAX () —
フリガナ		
責任者氏名		
責任者住所	〒 —	
	TEL () —	FAX () —
種 別	保育所、幼稚園、留守家庭児童保育所、小学校、中学校、 高等学校、公民館、その他 ()	
資料管理方法		

(注) この申込みには、団体責任者の身元を証する書類の提示が必要です。

様式第5号(第15条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

様式第5号(第15条関係) (用紙 日本工業規格A4縦型)

図書館資料複製申込書

年 月 日

函南町立図書館長 様

著作権法第31条の規定等に基づき、下記の条件を承諾し、以下の資料の複製(複写)を申し込みます。

- 1 当館が所蔵する資料であること。
- 2 調査研究を目的とすること。
- 3 著作物の一部分を複製するものであること(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部を複製できる。)
- 4 複製点数は、一人につき一部であること。
- 5 複製物の利用により生ずる著作権上の問題は、すべて申込者においてその責任を負うこと。

氏 名	
-----	--

次のとおり図書館資料の複製(複写)を申し込みます。

複製資料名	複製するページ	枚 数

報告第9号

函南町立小中学校の主任等の任命について

函南町立小・中学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第2号）第18条の4から第21条及び静岡県公立小中学校初任者研修実施要領の規定により、別紙の者を主任等に任命したので、教育委員会に報告するものです。

令和7年5月29日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

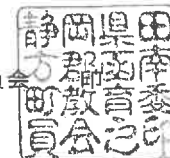
令和7年4月1日付け静岡県教育委員会の人事異動による主任等の辞令発令において、別紙のとおり丹那小学校の司書教諭1名を追加で任命したので報告するものです。

令和7年度 函南町教育委員会 主任等任命辞令

	函南小学校	丹那小学校	桑村小学校	東小学校	西小学校	函南中学校	東中学校
教務主任/主幹教諭	竹内 直子	久保田 久美子	小川 良子	藪寄 麻希	平松 統子	山田 大	新井 孝将
第1学年学年主任	稲木 美智子			八木 有希子	關野 真理	東 誠二	鈴木 和彦
第2学年学年主任	鈴木 さつき			高井 静香	松井 靖国	秋山 弘子	鈴木 毅彦
第3学年学年主任	渡邊 智哉			芦田 恵	梅原 一輝	増田 美祐紀	齋藤 秀人
第4学年学年主任	飯塚 健太			半澤 友代	小沢 卓斗		
第5学年学年主任	木内 麻紀子			監物 孝恭	花村 一城		
第6学年学年主任	柳田 誠			鈴木 亮太	岩城 雄大		
研修主任	石川 巳由	亀山 誠秀	江川 智恵美	大橋 恵介	松井 靖国	平井 可奈子	遠藤 佳奈
生徒指導主事/主任	岸 貴典	福本 美恵	大島 竜之介	新井 涼太	小沢 卓斗	岩城 拓真	大木 一生
進路指導主事						土屋 俊二	田中 直子
保健主事	内田 千尋	鈴木 寛人	萩原 大夢	松下 由津樹	岩城 雄大	丸山 美穂	牧原 里佳
道徳主任	金子 柚那	長尾 美瑠	浅井 洋美	芦田 恵	關野 真理	鷲野 敦子	植木 和宏
特別活動主任	森嶋 大也	長尾 美瑠	露木 理沙	木内 密花	山下 ひとみ	上嶋 崇嗣	山口 友樹
司書教諭	久保庭 美穂	亀山 誠秀		八木 有希子	海野 はる佳	増田 美祐紀	亀山 美咲
防火管理者	宮崎 克久	土屋 清隆	関口 直	植松 寛奈子	岩本 浩輔	若月 哲也	香月 菜穂子
衛生推進者	鈴木 紗永	筒井 教子	溝口 詩野	コガ 知美	小澤 未奈	宮崎 典子	土屋 智美
教科主任							
国語科	久保庭 美穂	長尾 美瑠	浅井 洋美	田中 綾乃	銅山 紋可	折尾 優里	市川 春奈
社会科	鳥羽 大我	芦川 政利	露木 理沙	鈴木 亮太	花村 一城	野田 寛太	遠藤 佳奈
算数・数学科	山本 順也	亀山 誠秀	大島 竜之介	長嶺 世菜	山口 淑実	藤江 航大	山口 友樹
理科	石川 巳由	芦川 政利	萩原 大夢	松本 大智	佐野 佳子	鈴木 智詞	水口 俊介
生活科	鈴木 さつき	福本 美恵	江川 智恵美	土屋 寿賀乃	吉村 秀美		
音楽科	山梨 亜希	久保田 久美子	江川 智恵美	監物 孝恭	水野 明世	赤木 祐太	尾村 明子
図工・美術科	渡邊 智哉	福本 美恵	神戸 由美子	太田 朋弥	清水 結衣	齊藤 貢一	植木 和宏
保健体育・体育科	稲葉 雅哉	鈴木 寛人	萩原 大夢	小澤 秀登	永岡 裕矢	村上 虎太郎	田中 直子
技術科						東 誠二	鈴木 毅彦
家庭科	金子 柚那	長尾 美瑠	神戸 由美子	小林 詩菜	山下 ひとみ	東 誠二	大橋 智奈津
外国語・英語科	山本 千里	亀山 誠秀	露木 理沙	松永 紗里	昆 令子	小澤 睦美	宮沢 真緒
養護主任	鈴木 紗永	筒井 教子	溝口 詩野	コガ 知美	小澤 未奈	宮崎 典子	土屋 智美
事務主任	湯川 望	高木 亜美	野高 歩	寺井 淳介	望月 茜	大木 公恵	土屋 泰彦
初任研拠点校指導教員				渡邊 衛	渡邊 衛		久保田 正基
初任研特例校指導教員							小野 高弘
(校内)指導教員				半澤友代・高井静香	平松 統子		
教科指導員						長本 絵里	市川春奈・鈴木毅彦

上記の者を各主任に命ずる。ただし、期間は令和8年3月31日までとする。

令和7年4月1日 函南町教育委員会



（教頭）

第18条 学校に教頭を置く。

- 2 校長の命を受けてこれを補佐し、校長不在のときは、その職務を代行する。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第39条に規定する事項については、代行することができない。

（主幹教諭）

第18条の2 学校に、主幹教諭を置くことができる。

- 2 主幹教諭は、教諭をもって充て、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育をつかさどる。

（栄養教諭）

第18条の3 学校に、栄養教諭を置くことができる。

- 2 栄養教諭は、児童・生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。

（研修主任等）

第18条の4 学校に、研修主任、道徳主任及び特別活動主任を置く。ただし、別に定める学校については、この限りでない。

- 2 研修主任、道徳主任及び特別活動主任は、教諭をもって充て、校長の意見を聞いて、委員会が命ずる。
- 3 研修主任は、校長の監督を受け、研修に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 道徳主任は、校長の監督を受け、道徳教育に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 5 特別活動主任は、校長の監督を受け、特別活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

（教科主任）

第18条の5 学校に、各教科ごとに教科主任を置く。

- 2 教科主任は、教諭をもって充て、校長の意見を聞いて、委員会が命ずる。
- 3 教科主任は、校長の監督を受け、教科の指導に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

（養護主任）

第18条の6 学校に、養護主任を置くことができる。

- 2 養護主任は、養護教諭をもって充て、校長の意見を聞いて、委員会が命ずる。
- 3 養護主任は、校長の監督を受け、養護に関する事項の連絡調整及び指導、助言に当たる。

（生徒指導主任）

第18条の7 小学校に、生徒指導主任を置く。ただし、別に定める学校については、この限りでない。

- 2 生徒指導主任は、教諭をもって充て、校長の意見を聞いて、委員会が命ずる。
- 3 生徒指導主任は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

（教務主任、学年主任、保健主事）

第19条 学校に、教務主任、学年主任及び保健主事を置く。ただし、別に定める学校につ

いてはこの限りでない。

- 2 教務主任及び学年主任は教諭を、保健主事は教諭又は養護教諭をもって充て、校長の意見を聞いて、委員会が命ずる。
- 3 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 5 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理に当たる。

(生徒指導主事、進路指導主事)

第19条の2 中学校に、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、別に定める学校についてはこの限りでない。

- 2 生徒指導主事及び進路指導主事は、教諭をもって充て、校長の意見を聞いて、委員会が命ずる。
- 3 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第19条の3 学校においては、第19条（教務主任等）及び第19条の2（生徒指導主事等）に規定する主任等のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

- 2 前項の主任等は、校長が命じ、委員会に報告しなければならない。
- 3 学校に、教科等指導リーダーを置くことができる。
- 4 教科等指導リーダーは、教諭をもって充て、校長の意見を聴いて、教育委員会が委嘱する。

(事務主任)

第19条の4 学校に、事務主任を置くことができる。

- 2 事務主任は、事務職員をもって充て、校長の意見を聞いて、委員会が命ずる。
- 3 事務主任は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。

(共同学校事務室)

第19条の5 教育委員会は、町内の学校に係る事務を事務職員が共同処理するため、函南町立函南中学校に共同学校事務室を置く。

- 2 共同学校事務室に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(防火管理者)

第20条 学校に防火管理者を置く。

- 2 防火管理者は、教頭をもって充て委員会が任命する。ただし、教頭をもって防火管理者に充てることができない場合は、委員会は、校長をもってこれに充てる、又は校長の意見を聞いて教諭をもってこれに充てることができる。
- 3 防火管理者は、校長の監督を受け、消防法（昭和23年法律第186号）に定める任務を行うものとする。

(司書教諭)

第21条 学校に司書教諭を置くことができる。

- 2 司書教諭は、校長の意見を聞いて委員会が任命する。
- 3 司書教諭は、教諭をもってこれに充て、学校図書館法に定める任務を行うものとする。

静岡県公立小中学校初任者研修実施要領

静岡県教育委員会義務教育課

1 目 的

この要領は、静岡県教育委員会年次別研修事業実施要綱（令和4年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）の規定に基づき、公立小・中・義務教育学校（以下「小学校等」という。）の初任者研修に係る研修日数等について基本的事項を定め、初任者研修が効果的かつ円滑に実施されることを目的とする。

2 対 象

初任者研修の対象となる教員（以下「初任者研修者」という。）は、原則として、実施要綱第3条に定められた者とする。

3 研修内容

実施要綱第6条に規定された事項について実施するものとする。

4 研修形態等

校内研修及び校外研修は以下のとおり実施する。

区 分		研修日数等	内 訳	
校内 研修	直接指導	180 時間	指導教員を中心とした校内指導体制の下での研修	
	間接指導	120 時間	指導教員等による初任者研修の準備・記録等	
校外 研修	総合教育センター等 における研修	13 日	県教育委員会	市町教育委員会
			10 日	3 日
計		校内 300 時間＋校外 13 日		

5 実施協議会

(1) 静岡県教育委員会（以下「県教委」という。）は、次の事項について協議を行うため実施協議会を設置し、年間2回開催する。

ア 年間研修計画

イ その他実施上の諸問題

(2) 実施協議会は、義務教育課長を長とし、関係機関の代表をもって構成する。

6 校長等連絡協議会

県教委は、初任者研修を効果的かつ円滑に実施するため、校長及び指導教員等の連絡協議会を3月に開催する。

7 拠点校方式

(1) 拠点校指導教員

ア 教科等必要な研修分野の指導力に優れ、全校的な視野に立って研修指導が行える者を、県教委が拠点校に配置し、当該学校を所管する市町教育委員会（以下「市町教委」という。）が命ずるものとする。（様式1）

イ 兼務の扱いは、「市町立小・中学校等教職員の兼務に関する身分取扱要項」によるものとする。

ウ 兼務校への通勤は、「市町立小・中学校等教職員の兼務に関する身分取扱要項」第8条にかかわらず、自宅から直接通勤するものとする。

エ 初任者研修のみを校務分掌とし、原則として授業は担当しないものとする。

(2) 校内指導教員

校内指導教員は、拠点校方式の小学校等において、初任者が所属する学校の教頭、主幹教諭又は教諭の中から、教科等の指導力に優れ、全校的な視野に立って研修指導が行える者を、当該校長の意見を聞いて、当該学校を所管する市町教委が命ずるものとする。（様式2）

(3) 教科指導員

教科指導員は、中学校において、初任者が所属する学校の同じ教科である教頭、主幹教諭、教諭を、もしくは初任者と同じ教科の免許状所有教員がいない等特別な事情がある場合は、他校の教諭の中から教科の指導力に優れている者を、当該初任者の所属する学校の校長の意見を聞いて、当該学校を所管する市町教委が命ずるものとする。（様式3）

(4) 非常勤講師

ア 県教委は、初任者の校外研修に伴い必要になる非常勤講師を初任者1人に付き1人を任命し、当該非常勤職員を市町教委に派遣するものとする。

イ 市町教委は、当該非常勤職員を非常勤講師に任命し、初任者に係る学校に勤務することを命ずるものとする。

(5) 定数措置等

対象校の円滑な学校運営を図るため、下記のとおり措置する。

対象教員配置類型	配 置
定数措置等	・ 初任者4人に1人の割合で拠点校指導教員を配置する。 ・ 拠点校指導教員は原則としていずれかの初任者が所属する学校に配置し、1人の初任者につき週1日の指導にあたる。 ・ 校外研修非常勤講師：当該初任者1人につき1人を配置できる。
非常勤講師勤務時間	・ 校外研修時の木曜日等：年間9日間以内 1日7時間以内

8 特例校方式

(1) 指導教員

ア 初任者の所属する学校の教頭、主幹教諭、教諭又は非常勤講師の中から、教科等の指導力に優れ、全校的な視野に立って研修指導が行える者を、当該校長の意見を聞いて、当該学校を所管する市町教委が命ずるものとする。(様式4-1, 4-2)

イ 県教委は、指導教員を命ずることができるようにするために、当該学校に対し、非常勤講師について措置を講ずるものとする。

ウ 校長は、指導教員による初任者に対する指導及び助言が円滑に実施できるようにするため、指導教員の担当授業時数等校務分掌を軽減するものとする。

(2) 教科指導員

教科指導員は、中学校において、初任者が所属する学校の同じ教科である教頭、主幹教諭、教諭を、もしくは初任者と同じ教科の免許状所有教員がいない等特別な事情がある場合は、他校の教諭の中から教科の指導力に優れている者を、当該初任者の所属する学校の校長の意見を聞いて、当該学校を所管する市町教委が命ずるものとする。

(様式5-1, 5-2)

(3) 非常勤講師

ア 県教委は、指導教員又は教科指導員(以下「指導教員等」という。)を命ずることに伴い必要になる非常勤講師の人数に応じて、非常勤講師を任命し、市町教委の求めに応じて、当該非常勤職員を市町教委に派遣するものとする。

イ 市町教委は、当該非常勤職員を非常勤講師に任命し、当該指導教員等に係る学校に勤務することを命ずるものとする。

(4) 定数措置等

対象校の円滑な学校運営を図るため、下記のとおり措置する。

対象教員配置類型	配 置
定数措置等	①校内研修非常勤講師 1 人 ②校外研修非常勤講師 1 人 ※①及び②の非常勤講師は兼ねることができる
非常勤講師勤務時間	・ 校内研修時：年間 300 時間以内 (週 10 時間以内) (原則：指導教員の後補充のため) ・ 校外研修時の木曜日等：年間 9 日間以内 1 日につき 7 時間以内 (原則：初任者の後補充のため)

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

報告第10号

文化センター大ホール天井耐震改修について

令和6年7月17日開催の教育委員会で報告した、文化センター大ホール天井耐震改修について、その工法が最終決定したので、教育委員会に報告するものです。

令和7年5月29日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

報告理由

令和6年度実施の文化センター大ホール天井耐震改修基本設計業務委託の成果により、7つの工法案が提出されました。工法・工期・経費などを精査し、令和7年5月12日開催の企画会議に諮り、その工法について決定しましたので、教育委員会に報告するものです。

文化センター 大ホール天井耐震改修について

1 概要

- (1) 所在地：静岡県田方郡函南町上沢81
- (2) 構造：SRC造
- (3) 延面積：3,489.6 m²
- (4) 竣工：昭和61年3月(築38年)

2 大ホール天井耐震改修

文化センター大ホールの天井が特定天井に該当することから、天井の耐震診断を実施し、令和6年7月17日より耐震診断の結果に基づき大ホールの利用を停止している。

早期に大ホールの供用を再開する必要があることから、大ホール天井耐震改修基本設計業務委託の予算を令和6年度12月補正において計上し、令和7年1月8日の入札において、業者が決定した。(文化センター新築時設計を担当した設計事務所と同一の事務所)

本業務委託において天井耐震改修を軸に工法を検討し、併せて照明、音響、ステージ等の改修を含め様々なパターンを点数化し、協議・検討を行った。

基本設計業務委託の成果品を基に令和7年度早々に庁内会議等において文化センター大ホールの整備方針を決定し、決定された整備方針を基に実施設計業務委託を発注する。

今後の概ねの予定

(令和7年1月)	(建築設計事務所と基本設計業務の契約)
(1～3月)	基本設計に係る調査及び打ち合わせ
(3月末)	成果品(比較検討書含む)提出
～5月	成果品(比較検討書含む)を基に工法等整備内容の決定
8月	実施設計業務発注
令和9年度	大ホール天井耐震改修工事(及び付帯工事) (工事期間は大ホール天井耐震改修方法や付帯工事の有無により施工期間が異なるため未定)

※ 議会関係、教育委員会関係、庁議等

- (1) 課題・懸案事項に係る対応状況確認表にかかる町長ヒアリング
令和7年4月14日
- (2) 文教厚生部会議 令和7年4月28日
- (3) 部長等会議 令和7年5月1日(臨時)
- (4) 企画会議 令和7年5月12日
- (5) 定例教育委員会 令和7年5月29日(報告)
- (6) 社会教育委員会 令和7年5月30日(報告)
- (7) 函南町公共施設等総合管理計画庁内推進委員会
令和7年6～7月(報告)

3 令和7年4月28日開催 文教厚生部会議協議事項

【出席者】

加藤厚生部長、岩谷教育次長、江田政策調整官、杉山住民課長、田中健康づくり課長、飯島環境衛生課長、大川子育て支援課長、杉村学校教育課長、長屋福祉課長、森田

【協議事項】

「文化センター大ホール天井耐震改修について」

- 展示用耐震改修方法(A案からG案)及び付帯設備等の改修について(資料4頁)
天井改修の工法については、大ホールとして音響などの機能を損ねないE案又はG案から選択したい。
 - ・ E案(資料9頁):天井を撤去後、天井を建物と一体化(準構造化)
メリット : 特定天井から除外、音響性能の確保
デメリット: 工事期間が12ヵ月程度、工事費が3～4億円程度(概算)
 - ・ G案(資料11頁):落下防止措置
メリット : 音響、照明性能の確保、工事期間が9ヵ月程度、
工事費が2億円強
デメリット: 10年に1回ネットを交換。(定期的な点検も必要)
建築基準法上、既存不適格

【協議結果】

- G案は、維持費がかかり、リスクも高いのでE案を選択。
- 天井の耐震改修と共に、舞台装置を電動化及び天井照明のLED化も併せて実施する。また、舞台フロアは傷ついているので改修する。また、客席の改修については、空気孔が座席の下に配置されていることから今回の耐震改修に併せての改修は実施しない(障がい者用スペースの確保は配慮する)。
- 令和7年度当初予算編成時において、天井耐震改修方法が未決であったため、現在の実設計の予算はG案(15,000千円)にて計上されており、E案となった場合は、11,000千円程度(計26,000千円)不足の見込み。

4 令和7年5月1日開催 部長会議(臨時)協議事項

【出席者】

平井総務部長、加藤厚生部長、岩谷教育次長、森田

【協議結果】

- 天井の耐震化を図るため、準構造化工法を選定。
- 付帯設備工事については、照明のLED化(操作盤の更新含む)、舞台バトン装置の電動化、舞台床面の更新とする。

5 令和7年5月12日開催 定例企画会議協議事項

【出席者】

仁科町長、佐野副町長、久保田教育長、平井総務部長、加藤厚生部長、村上建設経済部長、岩谷教育次長、木代議会事務局長、廣田会計管理者、江田政策調整官、木代企画財政課長、芹田企画財政課課長補佐、森田

【協議結果】

- E案の準構造化措置とする。実設計委託料の不足分については6月補正で対応を行うこと。また、付帯設備工事として照明のLED化、舞台バトン装置の電動化、舞台床面の更新の実施についてもE案と合わせて実施すること。

特定天井の改修方法の検討

大ホールの吊り天井を改修についての検討を行うにあたり、国土交通省住宅局監修による特定天井の改修方式が示されており、それぞれについて比較検討したものを下記にまとめました。

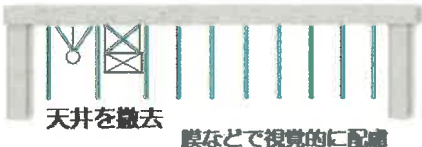
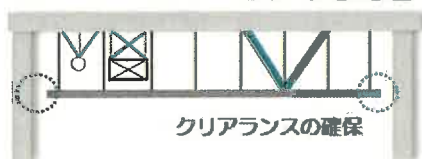
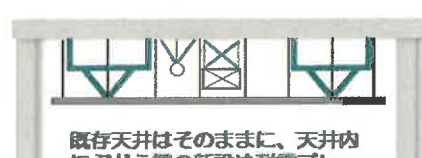
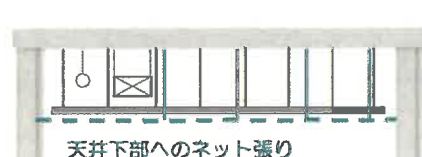
(1) 「特定天井」改修工法一覧表

工事金額は消費税を除く直接工事費で、R7年度参考金額です。
工期は想定で、状況・詳細内容により異なる為、あくまで参考です。

符号	工法種別	概略説明（特徴）	音響への影響	意匠性	足場工事 コスト性	天井解体 コスト性	天井改修 コスト性	トータル コスト	設備との 関連	施工性	工事実績	メンテナンス性	工期	総合評価	備考
(A)	直天井化	・特定天井以外の天井化 既存の天井を撤去し、直天井のままで対応	△(5) スラブ・ダクト等が表しになる 為、音響に多大な影響がある	△(5)	棚足場 (15,000)	全撤去 (10,000)	断熱 (7,000)	○(15) 約 32,000 千円	○(8)	○(8)	△(8)	○(4)	○(8) 8ヶ月	(56) △	ダクト類の露出、スラブデッキ錆処理、梁の耐火被覆が 表しとなり、音響は勿論これまでの空間イメージに大 きな影響がある ○工期は比較的短い ○工事費は安価 ×音響性能に影響多大 ×意匠性に欠あり ×空調負荷に影響あり
(B)	ルーバー等による視覚的配慮	・特定天井以外の天井化 既存の天井を撤去し、2kg/m ² 以下の 軽量帯ルーバーにより意匠性の向上	△(5) ルーバーに音の反響がないため 音響に影響がある	○(8)	棚足場 (15,000)	全撤去 (10,000)	(45,000)	△(7) 約 70,000 千円	○(7)	○(7)	○(10)	○(4)	○(7) 10ヶ月	(55) △	音響に影響あるが、天井ルーバー取付方法により意匠 性は高い ○意匠性は良い ×音響性能に影響大
(C)	耐震天井を新設	・耐震天井（計算ルート） 既存の天井を撤去し、新たに耐震天井 を設置する（但し天井面は略フラット）	△(5) 天井周囲クリアランス設置により 音響に影響が出る	○(7)	棚足場 (15,000)	全撤去 (10,000)	(10,000)	○(15) 約 35,000 千円	○(7)	○(7)	○(10)	◎(5)	○(7) 10ヶ月	(63) △	天井クリアランスにより音響に影響ある為、天井形状 は現状と異り、吊高さは3m以下で概ね均一とする △意匠性に影響あり ×音響性能に影響あり
(D)	軽量柔軟な天井を新設	・特定天井以外の天井化（仕様ルート） 既存天井を撤去して質量2kg/m ² 以下の 材料で新たな天井を設置する	△(5) 素材による反響変化で音響に影響 がある	◎(10)	棚足場 (15,000)	全撤去 (10,000)	(50,000)	△(7) 約 75,000 千円	○(7)	○(7)	◎(15)	◎(5)	○(7) 10ヶ月	(63) △	音響に影響あるが、形状の工夫により意匠性は良い ○意匠性は良い ×音響性能に影響大
(E)	天井を建物と一体化（準構造化）	・特定天井以外の天井化 既存天井を撤去して鉄骨下地により 直天井化	◎(20) 既存天井を撤去し、既存形状を 復旧することで音響性能を確保	◎(10)	棚足場 (15,000)	全撤去 (10,000)	(65,000)	△(5) 約 90,000 千円	○(7)	△(5)	○(10)	◎(5)	△(5) 12ヶ月	(67) ○	音響性能は確保できるが、工期・工事コスト共に負担 が多大となる ○音響性能は確保 （形態により新たに 音響計画が必要） ×工期は長い ×工事費は多大
(F)	既存補強して耐震天井へ改修（大臣認定ルート）	・特定天井の落下防止措置（大臣認定ルート） 構造躯体の特性を時刻歴応答解析で 検証する建築物について、天井の 耐震性等を検証（大臣認定ルート）	◎ 既存天井形状をそのまま復旧する ことで音響性能を損なわない	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	高度な解析技術(*)と手続きに、相応の時間を要する ことから、実際の計画方針に適用された事例は少ない (*)…実際の建物をコンピューター上にモデル化して時間 とともに変化する地震や強風など、外部からの刺激を受 けて建物が振動（応答）する現象をシミュレーションする 方法で、建築基準法では高さ60m超の超高層の構造計算に用いる
(G)	落下防止措置	・特定天井の落下防止措置 既存天井下地を残したまま、天井下ネット により落下防止措置を行う （ネット材の不燃等に関する基準なし）	◎(20) 改修方法によるが天井はそのまま 利用する為、音響に影響はない （ネット施工の現場調査で、音響 への影響は無し）	○(7)	棚足場 (12,000)	略解体無 (2,000)	(20,000)	○(15) 約 34,000 千円	○(8)	○(8)	◎(15)	△(2)	○(8) 9ヶ月	(83) ◎	メンテナンスは3年毎の定期調査報告の際に、天井同様 目視による点検が必要 △ネットによる照明の影響有 ○工事費は多少安価 ○工期は多少短い ○音響性能に影響なし ×災害で天井落下の場合は撤去が前提 △耐久年数は10年程度が目安 △定期的なメンテナンス要 △意匠性は少し劣る
(H)	その他	・特定天井（既存不適格）の落下防止策 既存天井下地を残したまま、天井裏野縁に 落下防止金具の取付け及び下地補強	◎(20) 改修方法によるが天井はそのまま 利用する為、音響に影響はない	◎(10)	—	—	—	◎(20)	◎(10)	○(8)	×(0)	×(0)	◎(10) 4ヶ月	(78) ×	改修後も正式な落下防止措置でない為、法的には既存 不適格扱いの特定天井で、あくまで天井落下の可能性 を減少させる程度故に、利用者の安全性に対する考え方、 天井落下した場合の責任所在が問われる

天井耐震改修の主な方法

天井の耐震改修では、天井内の設備機器やダクト等との取合い、利用者の安全や工事期間への配慮が必要です。これらを踏まえ、建物用途や工期、工事費等を勘案して適切な改修方法を採用しましょう。

主な改修方法	イメージ図	概 要
A 直天井化	学校体育館等に多い  天井を撤去して直天井へ	既存の天井を撤去し、直天井のままで対応 (体育館など意匠・機能面で問題の少ない空間に適用)
B ルーバー等による 視覚的配慮	 天井を撤去 膜などで視覚的に配慮	既存の天井を撤去し、音や温熱環境などを考慮した上で直天井とし膜などで視覚的に配慮 (撤去後に同等の性能を確保しつつ視覚的に配慮) (機能維持・デザイン継承の点で困難なケースがある)
C 耐震天井 を新設	設備やダクト等を補強 プレース等の設置  クリアランスの確保	既存の天井を撤去し、建築基準法に適合する耐震天井を新設 (複雑な形状や重い天井板の場合には、吊り元からの詳細な構造検討が必要) (検証方法によってはクリアランス寸法が小さくできるなどのメリットもある)
D 軽量柔軟な 天井を新設	設備やダクト等を補強  軽量柔軟な天井に置き換え	既存の天井を撤去し、軽量柔軟な天井に置き換える (万が一天井が脱落した場合においても重大な人的被害を生ずる可能性は低い)
E 天井を建物 と一体化	 鉄骨等を用いて躯体に緊結し 天井と建物を一体化	既存の天井を撤去し、天井を吊らずに建物と天井を一体化し剛な天井へと変更(準構造化) (複雑な形状や重い天井板にも適用できるが、個別の構造設計が必要) (劇場やホールなど音響性能を確保するために質量が大きな天井が必要なときなどに有効)
F 既存補強して耐 震天井へと改修	 既存天井はそのままに、天井内にぶどう棚の新設や耐震プレース設置などで補強	既存の天井はそのままに、天井内に既存鉄骨等とつないでぶどう棚を新設し、これと既存天井面を耐震プレースにて緊結して補強 (既存天井を撤去せず居ながら工事ができるメリットはあるが、設備やダクト等で混み合っている天井内での既存鉄骨との取り合い、仮設足場、制約される部材寸法など工事条件に制約がある)
G 落下防止措置	 天井下部へのネット張り (天井内から天井材をワイヤーで吊る方法もある)	既存の天井はそのままに、落下防止ネットやワイヤーを設置し、壊れても天井落下を防止 (速やかな復旧の必要性、重要文化財等での意匠の継承等の観点から使われるケースあり) (天井内での作業が少なく短工期、ローコストだが、荷重を既存構造躯体へ伝えるよう定着部分の留意が必要)

○ E 天井を建物と一体化（準構造化）についての資料

【準構造耐震天井】 ※ 株式会社桐井製作所HPより引用

□ KIRIIアングルクランプ工法

準構造耐震天井

KIRIIアングルクランプ

吊りボルトを使わない 準構造耐震天井

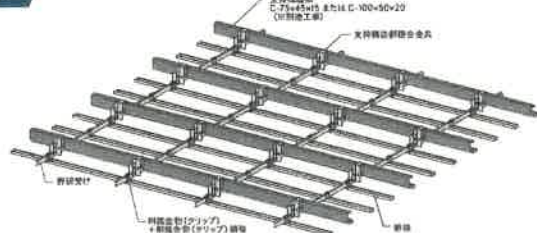
試験により耐震性能を確保した工法で、複雑形状の天井の準構造化が可能です。

JACCA 認定
日本建築工務協会
建築部会認定工法

主な用途 音楽ホール、講堂、他

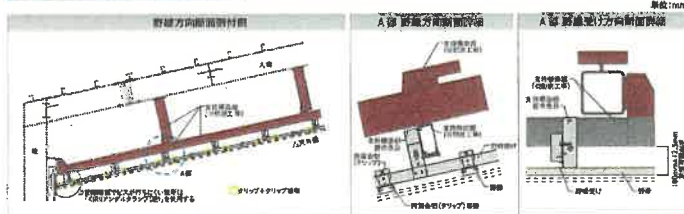
支持構造部と一体化した吊らない天井を構成し、地震による天井面の振動を増幅させないように設計できます。急勾配や多面、曲面形状に対応可能で最大25mmのレベル調整が可能です。準構造天井に該当する場合は、設計図の確認と確認が必要です。

天井断面



納まり図 (KIRIIアングルクランプ)

平面・断面納まり図等は別途施工要領書をご確認ください。



ラインアップ

KIRIIアングルクランプ C100		KIRIIアングルクランプ C75	
レベル調整可能幅 最大25mm (±12.5mm)		レベル調整可能幅 最大25mm (±12.5mm)	
水平方向静的加力試験結果		水平方向静的加力試験結果	
加力方向	耐力評価	耐力評価	耐力
野縁方向	640N	野縁方向	640N
野縁受け方向	780N	野縁受け方向	850N
鉛直方向静的加力試験結果		鉛直方向静的加力試験結果	
加力方向	耐力評価	加力方向	耐力評価
引張方向	1920N	引張方向	1670N
圧縮方向	1910N	圧縮方向	1710N

※各種試験の詳細については別途試験要領書をご確認ください。

【施工事例】 ※ 株式会社桐井製作所HPより引用



03 浅草公会堂 - 大ホール -

多目的ホール | 東京都台東区 | 浅草公会堂 | 建築設計: 日清設計 | 建築監理: 日清設計 | 建築施工: 日清設計

浅草公会堂は、1977年に完成した、多目的ホールとして設計された建物です。近年、この建物を、多目的ホールとして、再設計・改修が行われ、2017年に完成しました。この改修工事では、天井の準構造化が重要な役割を果たしました。KIRIIアングルクランプ工法を採用することで、天井の準構造化が実現されました。また、天井の準構造化により、天井の耐力が向上し、天井の耐力が向上しました。また、天井の準構造化により、天井の耐力が向上し、天井の耐力が向上しました。

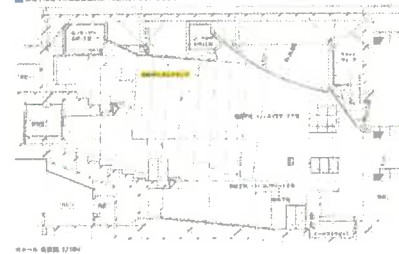
03-1

適用工法

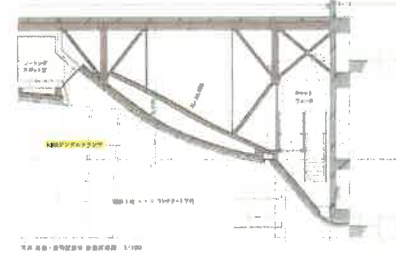
KIRIIアングルクランプ
天井の準構造化が実現されました。また、天井の準構造化により、天井の耐力が向上し、天井の耐力が向上しました。また、天井の準構造化により、天井の耐力が向上し、天井の耐力が向上しました。



浅草公会堂（大ホール）



浅草公会堂（大ホール）



浅草公会堂（大ホール）

函南町教育委員会後援申請一覧 (令和7年5月定例教育委員会分)

令和7年5月29日開催

	事業名	主催者名	開催日 開催場所	入場料	過去承認	報告有無
1	第42回静岡県油彩美術家協会東部展	静岡県油彩美術家協会東部支部 代表者 今井 利男	令和7年10月1日(水)～10月5日(日) コミュニティながいずみ 2階 展示室	無料	有	有
2	ボイスキュー開局28周年記念イベント 「ラジオも昭和も百年祭り」	エフエムみしま・かんなみ 代表者 原 和也	令和7年7月5日(土) 三島商工会議所ほか	無料	有	有
3	チェンバロコンサート24	チェンバロファンシアーズ 代表者 鈴木 真澄	令和7年7月6日(日) 富士市交流プラザ多目的ホール	無料	有	有
4	企業と語ろうinぬまづ	特定非営利活動法人いろは 理事長 今野 智子	令和7年8月5日(火) プラサヴェルデ 301, 302会議室	無料	有	有
5	第49回オール伊豆少年野球学童部大会	(株)伊豆新聞 代表取締役社長 竹川裕之	令和7年7月26日(土)、27日(日)、8月2日(土)、 3日(日)【予備日】8月9日(土)、10日(日) 伊東市営かどの球場ほか伊東市内3会場	有料	有	有
6	第31回MOA美術館 函南児童作品展	MOA美術館 函南児童作品展実行委員会 実行委員長 石井 恒男	令和7年11月15日(土)、16日(日) 函南町文化センター 多目的ホール	無料	有	有
7	以下余白					
8						
9						
10						

(第1号様式)

令和

平成 7 年 4 月 4 日

函南町教育委員会教育長 様

申請者

住所

氏名

(連絡先)

静岡県油彩美術家協会東部支部

今井 利男

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第42回静岡県油彩美術家協会東部展		
期 日	令和7年10月1日(水)～10月5日(日)		
会 場	コミュニティホール 2F 展示室		
主催者	団体名	静岡県油彩美術家協会東部支部	
	代表者	今井 利男	
	所在地	静岡県長泉町 長泉町 [REDACTED]	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無	共 催	無
	(有りの 場合はそ の名称)	後 援	近隣8市4町教育委員会 新南社 2社

裏面があります。

事業の対象 と 目的	県東部在住の個人と一般絵画愛好家による展覧会。 出展者同志の親睦を図り、個々の技能向上を図ります。 地域文化の向上に寄与できればと願っています。		
事業内容	1人1点、10～30号の作品を 出展します。 賞・肩書き無しの一巡り展覧会です。 プロも多く参加、年々、全体的な レベルが向上してきていると思えます。 例年、約100人が参加します。		
申請理由	地域文化向上に寄与したいと 願っており、又、近隣の皆さん にも多数参加願っています。		
入場料	有 料 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

令和6年6月吉日

第41回静岡県油彩美術家協会東部展出品要綱

主催 静岡県油彩美術家協会東部支部

静岡県東部に在住する静岡県油彩美術家協会同人及び一般の作家の作品を展示し、地域の美術・文化の向上と親交を図る目的として下記の通り東部展を開催致します。

つきましては是非ご出品いただきたくご案内申し上げます。

記

- 会 期 令和6年10月9日(水)～10月13日(日)
午前10時～午後5時まで(最終日は4時まで)
- 会 場 コミュニティながいずみ 2F 展示室
静岡県駿東郡長泉町下土狩 1283-11 電話 (055) 988-7800
- 出品規格 10号程度～30号程度まで、1人1点でお願いします。
油彩画・アクリル・テンペラ・ミクストメディア・水彩・パステル・
版画・鉛筆等
- 出品料 同人・一般共に2,000円、高校生1,000円、小中生無料
- 搬 入 令和6年10月8日(火)、午前9時30分～11時(協力願います)
搬入状況で展示を開始。同人の方は9時集合でお願いします。
- 搬 出 令和6年10月13日(日) 午後4時(時間厳守)
- 懇親会 中止とします。

- * 出品の有無を同封のハガキに記入の上9月5日(木)まで投函してください。
多くの方の参加をお待ちしています。
- * 出品者は会場の当番を半日ずつご協力下さい。
- * 最終日(2時～4時)には当会役員を中心に勉強会を行ないます。

以上

静岡県油彩美術家協会東部支部

県油彩副会長・実行委員長

今井 利男

Tel. [REDACTED]

事務局 植松 清子

Tel. [REDACTED]

鈴木 勝子

Tel. [REDACTED]

第41回
静岡県油彩美術家協会

東部展

ごあいさつ

41回目を迎える静岡県油彩美術家協会東部展は、
県の東部地区で活躍する会員と、一般公募による絵
画愛好家の年に一度の発表会です。

さまざまなジャンルから集まったクオリティの高い
その作品群は、会を重ねるほどに充実した内容に成
長してまいりました。

猛暑の中、今回も約100点の作品が集まりました。
豊かな個性と、想像力を競った力作を展示いたしま
す。どうぞ多くの皆様のご協力とご高覧を賜りた
く、ご挨拶を兼ねてご案内申し上げます。

静岡県油彩美術家協会副会長 今井 利男

[作品目録]

'2024 10.9 WED → 10.13 SUN

コミュニティながいずみ

2階 展示室 AM10:00~PM5:00
(最終日はPM4:00まで)

● 主催 / 静岡県油彩美術家協会 東部支部

● 後援 / 静岡新聞社・静岡放送 伊豆新聞本社・伊豆日日新聞

伊豆市、伊豆の国市、御殿場市、裾野市、沼津市、富士市、富士宮市、
三島市、小山町、岡南町、清水町、長泉町の各教育

■ 静岡県油彩美術家協会東部支部
県油彩団会長・実行委員長 / 今井 利男
■ 東部展事務局 / 植松 清子 ☎055-922-5945
鈴木 勝子 ☎055-993-3129

作家名	作品名	号数	住所
青木 真子	歓び	F20	三島市
秋元 房枝	歌姫	F10	沼津市
秋山 輝雄	樹間の富士山	F10	裾野市
安達 千鶴子	屋下がり	F10	長泉町
阿部 金夫	晴れた日	F20	御殿場市
石井 小百合	夏の詩	F20	函南町
石井 充精	静物	F12	伊豆の国市
石橋 真行	思い出に包まれて	F20	裾野市
石村 ちよ	鮎壺の滝	F15	沼津市
板本 直子	子供の群像 「バルセロナFCを見つめて」	F20	河津町
市川 満	サイクリストの聖地	F15	沼津市
今井 利男	ふるさと	F30	長泉町
岩野 光幸	打たれて一人前 (出る杭/ワクチン)	F30	裾野市
植松 清子	憂い	F30	裾野市
遠藤 久恵	人物	F20	伊豆市
大井 明子	来島海峡の夕暮	F10	沼津市
大島 賢一	海辺の街	F30	伊東市
大嶋ヒデヒト	叫び	F15	伊東市
長田 道代	ひまわり	F10	裾野市
小野 登志子	芍薬	F20	三島市
柏木 健二	春を待つ	F20	沼津市
片岡 恵子	また いつか	S20	三島市
片寄 啓	森のざわめき	F30	富士市
勝俣 あい子	白い窓	F20	三島市
加藤 恵美子	「生命の誕生」 コスモ・シンフォニー	F20	三島市
加藤木 誠	明けの一線	F30	伊豆市
金谷 弘子	青い静物	F10	函南町
河田 文子	共存	F40	三島市
菊池 喜久子	人物	F20	伊豆の国市
桐生 勉	眼差し (まなざし)	F20	函南町
久保寺真由美	薫風	F30	沼津市
解良 たえ子	ジプシー	F30	裾野市
小池 タケシ	最北火山島	F30	三島市
小長井 恵司	御苑散策	F10	沼津市

作家名	作品名	号数	住所
佐々木 洋	沢根町	F10	裾野市
佐野 章夫	南欧の裏路地	F20	函南町
澤野 史郎	五百羅漢	F30	三島市
杉江 敏子	芽吹き	F30	御殿場市
杉田 君子	お散歩	P15	沼津市
杉田 正文	魚市場	F30	伊東市
杉本 清治	高千穂峽	F20	沼津市
杉山 敏治	平穏なジュデッカ島	F30	伊豆の国市
杉山 ミツ	白滝公園	F10	沼津市
杉山 幸代	秋の訪れ	F20	御殿場市
勝呂 早苗	源兵衛川	F30	裾野市
勝呂 道夫	奥入瀬の溪流	F15	沼津市
勝呂 友一	おじいさん	F30	裾野市
鈴木 勝子	好きな器たち	F30	裾野市
鈴木 島根	夕暮れのウィーン	F30	沼津市
関口 通子	コリウス	F10	函南町
瀬戸 和子	パークゴルフ場にて	F10	御殿場市
瀬戸 翔司	山中湖	F20	御殿場市
曾我 佳香	笠ヶ岳の景色	F10	函南町
高梨 佳子	ひまわり	F20	裾野市
高野 正英	庭の風景	F20	富士宮市
高橋 恵子	LOTUS	M10	伊豆市
高山 勝子	慈愛	F30	御殿場市
武田 佳代子	南青山	P15	沼津市
田中 元治	トワイライトの由布岳	P20	三島市
富岡 嘉子	夏の桜島	F20	長泉町
鳥海 毅	水面下の守り	P25	伊豆市
長井 文枝	青木湖にて	F10	裾野市
長島 保夫	白い塔のある街Ⅱ	F15	御殿場市
中村 俊輔	旅人	F30	御殿場市
西村 昭子	争いの報酬	F30	三島市
萩倉 瑠璃子	初夏の水辺	F20	御殿場市
蓮池 典子	ヴァンジ庭園	F15	沼津市
原 京子	東山湖	F10	沼津市

作家名	作品名	号数	住所
原田 恭子	酔いどれローズ	M20	沼津市
廣中 久江	アルビンプルックの屋下がり	F15	函南町
藤ヶ森 勉	無機質な情景	F30	富士宮市
藤森 有規子	Bakery shop	A3	清水町
本田 照男	ふるさと	P30	沼津市
増田 富美恵	優	F30	御殿場市
松本 悦子	それぞれに	F8	伊豆の国市
松本 勝子	滝	F30	三島市
松本 民子	静けさ	F30	沼津市
三浦 まさえ	燕岳(つばくろだけ)	F10	三島市
水田 大輔	冬晴	P10	伊東市
三宅 優	少女と花水木	F10	沼津市
三好 けい子	染まる夕暮れ	F10	沼津市
武藤 朝子	存在	F15	清水町
村上 雅洋	静物	F10	富士市
村越 寧子	いにしえの人	P30	沼津市
村松 紀一	溪谷の守人達	F20	富士宮市
村松 俊一	卓上の花器	F10	沼津市
目黒 淳	まどろむ水牛	F12	沼津市
山内 和夫	街角	F30	裾野市
山崎 弘子	花詩う	P20	富士宮市
山下 幸子	朝の光に	F15	伊豆市
湯浅 猛	港の構図	F10	清水町
横川 豊明	三島の宝	F30	三島市
横田 浪江	雨上り	F8	沼津市
吉川 豊子	秋の気配	F10	裾野市
吉澤 清二	はるかぜ	F30	函南町
吉野 明日香	六月十六日	F30	富士市
レナム タイ	カリ花	F8	長泉町
渡邊 淑子	果物籠と温度計	S20	裾野市

(第1号様式)

R7年 5月 1日

函南町教育長 様

申請者 住 所 三島市大社町 1-10
総合防災センター 3F
氏 名 エフエムみしま・かなみ
原 和也
(連絡先) 055-981-8600

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	ボイスキュー開局 28 周年記念イベント「ラジオも昭和も百年祭り」		
期 日	R7 年 7 月 5 日(土) 10:00~16:00		
会 場	三島商工会議所、さんしんみゆうくんホール、白滝公園		
主催者	団体名	エフエムみしま・かなみ	
	代表者	原 和也	
	所在地	三島市大社町 1-10 総合防災センター 3F	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	①・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	函南町 三島市、三島市教育委員会



裏面があります。

事業の対象 と 目 的	別紙「事業案内書」に記載		
事業内容	別紙「事業案内書」に記載		
申請理由	コミュニティFMとしてより地域に密着したイベントを行うべくぜひ貴町の後援を得て地域振興に貢献したく存じます		
入場料	有 ・ 無	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

事業案内書

1事業名: ボイスキュー 開局28周年記念イベント「ラジオも昭和も百年祭り」
2開催場所: 三島商工会議所 さんしんみゅうくんホール 白滝公園
3主催: (株)エフエムみしま・かなみ
4開催日時: 令和7年7月5日(土)10:00~16:00
5来場者数: 約1,000人見込み
6後援申請: 三島市、函南町、三島市教育委員会、函南町教育委員会
8広報 ボイス・キューでラジオ告知。 三島市、函南町の商店街、店舗にチラシ設置。 チラシは特に子どもたちへの周知のため、小中学校、幼稚園・保育園に配布。 自社サイト内にイベント情報のページ作りアピールするほか、 関係者、出店者のSNSを通じてイベント情報の拡散。
9内容(概要) 昭和レトロをテーマにイベント、公開放送特別番組を展開します。 今年はラジオ放送が始まってから100年、また昭和100年の記念の年になります。 近年はSNSの発達により、ラジオが懐かしい存在となりましたが、スマホで聴けるようになっていたり進化もしています。 子供たちなど若い世代には、レトロな価値観や文化を伝えることで、過去の知恵や考え方を共有してもらい、ものごとを理解する力や新たなことを創造する力などを育んでもらうことができると思われます。 そして、そのことは自己認識や社会性を育むということへの一助ともなり得ます。 また、大人世代、特に昭和世代にはあのころを懐かしみながら、楽しくラジオを再認識してもらえるようなイベントとして開催いたします。
【公開放送】 12:00~15:00で公開放送を行います。 懐かしい音楽とともに、今と昭和の違いなどどの世代にも楽しんでもらえるような番組を作ります。
【さんしんみゅうくんホール】 出店には小物や飲食の販売や懐かしい昭和の遊びができるようなスペースを用意します。
【白滝公園】 飲食を中心に出店を依頼。
【スタンプラリー】 会場内(さんしんみゅうくんホール、白滝公園)の昭和クイズラリーでボイスキュー開局記念オリジナル手ぬぐいプレゼント！ 正解者の中から抽選でプレゼントをご用意します。

(第1号様式)

7年4月27日

函南町教育長 様

申請者

住 所 富士市

氏 名 鈴木真澄

(連絡先)



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	チェンバロコンサート24		
期 日	令和7年7月6日		
会 場	富士市交流プラザ多目的ホール		
主催者	団体名	チェンバロファンシヤーズ	
	代表者	鈴木真澄	
	所在地	富士市	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	

裏面があります。



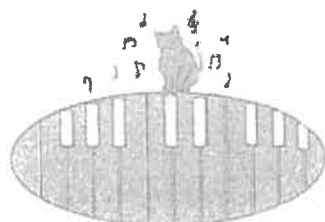
事業の対象 と 目的	老若男女問わず バロック音楽を聴き 親しんでいただく。 安らげる 充足した時間と 過ごしていただく。		
事業内容	バロック時代（1600年～1750年）の 音楽と。 その当時の楽器、ピッチ（音の高さ）、 演奏スタイル（演奏法）で 解説と交じえ お届けする。		
申請理由	申請させていただくことで 信用できるものである。 一般の人達に良いものである ことと 伝えたいため。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

演奏者

チェンバロ … 尾身千華 杉山佳代 鈴木真澄 田中祐子
テノール … 真鍋匡
フルート … 石和美和 長田治代
フラウト・トラヴェルソ … 石和美和 田澤尚方
リコーダー … 青木里砂 井口秋久 石和美和 高木富士子
ヴァイオリン … 原田武雄
ヴィオラ・ダ・ガンバ … 穴山徹
チェロ … 村上曜



二

本日は、チェンバロファンシアーズのコンサートにお越しいただきまして、大変ありがとうございました。

このコンサートは、杉山佳代のチェンバロ門下生による演奏会として始まりました。フルート奏者石和美和先生のご指導とご協力により、チェンバロの通奏低音による、他の楽器や声楽のアンサンブルも楽しむことができいております。お客様をはじめ、さまざまな方に支えられ、23回目を迎えることができ、大変感謝しております。

♪ ♪ ♫ ♪ ♫

私たちと一緒にチェンバロの音楽を楽しみませんか。
是非声をかけてください。

チェンバロファンシアーズ 055-962-3229(杉山)

チェンバロ☆コンサート23

by チェンバロ ファンシアーズ

2024年7月20日(土)

13:00 開場

13:30 開演

三島文化会館 小ホール



*主催 チェンバロファンシアーズ

*後援 三島市、函南町教育委員会、裾野市、沼津市教育委員会、富士市、清水町、長泉町教育委員会

～プログラム～

1 〈ヴィオラ・ダ・ガンバとチェンバロ〉

ヴィオラ・ダ・ガンバとチェンバロのためのソナタ第2番ニ長調 BWV1028より
Adagio / Allegro

ヨハン・ゼバスティアン・バッハ Johann Sebastian Bach(1685-1750)(独)
Gmb.穴山徹 Ccm.尾身千華

2 〈フルート2本〉

2本のフルートのための組曲口短調 Op.4より
Gravement / Gigue / Passacaille

ジャック＝マルタン・オートテール Jacques-Martin Hotteterre(1674-1763)(仏)
Fl.長田治代 Fl.石和美和

3 〈リコーダーとチェンバロ〉

リコーダーと通奏低音のためのソナタ Op.2第12番「チャッコーナ」

ベネデット・マルチェッロ Benedetto Marcello (1686-1739)(伊)
Re.井口秩久 Ccm.田中祐子

4 〈リコーダー2本〉

愉快なガランデリーOp.8-5「ラ シノワーズ」より

Moderent / Le Plaintif Un peu gracieux / Gigue / La Chinoise Loure

ニコラ・シェドゥヴィル Nicolas Chédeville (1705-1782)(仏)
Re.高木富士子 Re.石和美和

5 〈チェンバロ〉

ヴィルヘルム・フリーデマン・バッハの音楽帳より小プレリュードニ長調 BWV925
ヨハン・ゼバスティアン・バッハ Johann Sebastian Bach

ファンタジア イ短調 F.23

ヴィルヘルム・フリーデマン・バッハ Wilhelm Friedemann Bach(1710-1784)(独)
Ccm.尾身千華

***** 休 憩 *****

6 〈チェンバロ〉

パルティータ第4番ニ長調 BWV828より「序曲」

ヨハン・ゼバスティアン・バッハ Johann Sebastian Bach
Ccm.田中祐子

7 〈テノール+フラウト・トラヴェルソ+ヴァイオリン+チェンバロ〉

ミサ曲口短調 BWV232より「ベネディクトゥス」

カンタータ BWV26より第2曲「水が早く流れて行くように」

ヨハン・ゼバスティアン・バッハ Johann Sebastian Bach
Tenor.真鍋匡 Ft.石和美和 Vn.原田武雄 Ccm.鈴木真澄

8 〈リコーダーとチェロ+チェンバロ〉

ソナタ ト短調 BWV1034より(原曲ホ短調)

Adagio / Andante / Allegro

ヨハン・ゼバスティアン・バッハ Johann Sebastian Bach
Rec.齋木里砂 Vc.村上曜 Ccm.杉山佳代

9 〈チェンバロ〉

クラヴサン曲集第3巻より

「三美神」 「ラ・ドゥ・ベロムブル」

ジャック・デュフリ Jacques Duphy (1715-1789)(仏)
Ccm.鈴木真澄

10 〈フラウト・トラヴェルソ+ヴァイオリン+チェロ+チェンバロ〉

トリオソナタニ短調 Wq.145

Allegretto / Largo / Allegro

カール・フィリップ・エマヌエル・バッハ Carl Philipp Emanuel Bach(1714-1788)(仏)
Ft.田澤尚方 Vn.原田武雄 Vc.村上曜 Ccm.尾身千華

(第1号様式)

7年5月9日

函南町教育長 様

〒410-1109

静岡県裾野市呼子1丁目8番5号

申請者

住 所 特定非営利活動法人 いろは

氏 名 理事長 今野 智子

(連絡先) 055-957-1066

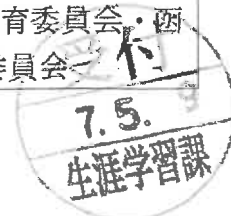
後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	企業と語ろう in んまづ		
期 日	2025年8月5日(火) 13:00~16:30		
会 場	プラサヴェルデ 301.302 会議室		
主催者	団体名	特定非営利活動法人いほは	
	代表者	理事長 今野 智子	
	所在地	裾野市呼子1丁目8番地5号	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	☒ ・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	なし
		後 援	以下、申請中です 静岡県労働局・三島市・沼津市・御殿場市・ 裾野市 三島市教育委員会・御殿場市教育委員会 ・沼津市教育委員会・清水町教育委員会・函 南町教育委員会・長泉町教育委員会

裏面があります。



事業の対象 と 目的	障がい者を多数雇用している企業の担当者様から直接就労に関することをお伝えし、障がい児の「働く」「自立」を踏まえた、「学齢期にすべきこと」今、始められること」を障がい者手帳を保有する本人、保護者、教育関係者、福祉関係者が考える一助となること 対象者:障がいのある児童、本人・保護者・教育関係者・福祉関係者		
事業内容	基調講演 グループディスカッション		
申請理由	障がいのある方々が働くことを、保護者や企業がともに考える機会を持つことにより、保護者の育成、保護者が子どもたちと向き、将来を考える機会になると考えております。後援を申請させていただいた理由は、保護者に広く会の存在を知っていただくとともに、関係者や教育の関係の方々にも広く障がい者雇用に理解をしていただくためです。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

企業と語ろう in ぬまづ 実施要項

1. 目 的 : 高等部卒業後の「働く」「自立」を踏まえ、「学齢期にすべきこと」「今、始められること」について、障がい者を多数雇用している特例子会社の方々と特別支援学校、近隣小中学校の特別支援級の保護者、教育関係者、福祉関係者が一堂に会し、考える機会とする。
2. ねらい : 保護者が子どもの将来に関して考えるきっかけを作り、家庭や地域でどのような支援が必要であるのかを具体的に理解する。また、企業、支援者間でのネットワークを作り切れ目のない支援体制の構築を図る。
3. 日 時 : 令和7年8月5日(火) 13:00~17:00
4. 場 所 : プラサヴェルデ
3階 301・302会議室
沼津市大手町1-1-4 (055-920-4100)
5. 内 容 : ①基調講演
「障がいのある方々の働く地域とは」
調整中
②グループディスカッション
45分×2クール
6. 参加対象者: 本人・保護者・教育関係者・福祉関係者
7. 募集人数: 80名(応募多数の場合は抽選とする)
8. 参加費: 無料
9. 主 催: NPO 法人いろは
10. 後 援: (依頼予定)
静岡労働局・NPO 法人障がい者雇用部会
沼津市、沼津市教育委員会・三島市、三島市教育委員会・御殿場市、御殿場市教育委員会
裾野市、裾野市教育委員会・長泉町教育委員会・清水町教育委員会・函南町教育委員会

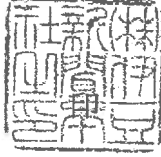
企業と 語ろう i n んまづ 2025.8.5

時 間	内 容	備 考
11:00	○全体会場・受付のセッティング	主催者
13:00～	○打合せ	企業・関係機関の集合 関係機関での打ち合わせ
13:00～ 13:20	○受付開始	受付：3名
13:20～ 13:35	○開会 ・開会の挨拶 ・主催者あいさつ ・あいさつ	NPO 法人 いろは
13:35～ 14:25	○基調講演 「障害のある方々の働く地域とは」 講 師：調整中	
14:25～ 14:35	☆休憩・移動☆	グループディスカッションへの移動 をお願いします。
14:35～ 15:20	○グループディスカッション①	各グループでの進行をお願いします。 ・企業の方の自己紹介 ・参加者の自己紹介 ・質疑応答など
15:20～ 15:30	☆休憩・移動☆	企業、スタッフのみ移動
15:30～ 16:15	○グループディスカッション②	
16:15 16:30	○閉会 感想 終了	参加者より感想をいただきます。 3名程度
16:30～	片付け	17:00 には完全に終了となります。

後援名義使用承認申請書

令和 7 年 5 月 6 日

玉南町 教育委員会 様

申請団体名	株式会社伊豆新聞本社(伊豆新聞・熱海新聞・伊豆日日新聞)	
代表者氏名	代表取締役社長 竹川裕之	
代表者住所	〒414-0054 伊東市鎌田1290-6	
申請責任者	株式会社伊豆新聞本社 販売・事業部 阿部	電話0557-36-1234
及び連絡先	〒414-0054 伊東市鎌田1290-6	電話0557-36-1234

下記事業について、後援をお願いしたく申請します。

記

事業名	第49回オール伊豆少年野球学童部大会
主催団体	株式会社伊豆新聞本社
主管団体	伊東市野球連盟
趣旨及び内容	スポーツを通じた児童たちの健全育成及び伊豆地区学童野球チームの相互交流など 伊豆全域から24チーム(予定)が集い、トーナメントで優勝を競う 大会要項・予算書添付
開催日時	令和7年7月26日(土曜日)・27日(日曜日)・8月2日(土曜日)・3日(日曜日) 予備日8月9日(土曜日)10日(日曜日)
開催場所	伊東市営かどの球場など伊東市内3会場
対象者及び人数	学童野球チーム24チーム、600人。そのほか大会役員・審判関係者など100人。
協賛団体	三島信用金庫、東海自動車(株)、伊豆シャボテン公園、ナガセケンコー(株)(申請中)
後援団体	伊豆地区各教育委員会、各体育協会、静岡新聞・静岡放送など(申請中)
入場料等の有無	あり 参加費 1チーム10,000円
その他	承認条件を遵守のうえ、後援名義使用のみとします

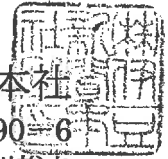
令和7年 5月6日

第49回オール伊豆少年野球学童部大会 後援のお願い

(株)伊豆新聞本社

伊東市鎌田 1290-6

代表取締役社長 竹川裕之



拝啓

新緑の候、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。本社で主催しております「オール伊豆少年野球学童部大会」は皆さまのご支援を受け、今年も7月26日(土)・27日(日)・8月2日(土)・3日(日)（予備日8月9日(土)・10日(日)）の4日間の日程で別紙要項の通り開催する運びとなりました。

つきましては、毎年のごことで恐縮ではございますが皆さまのご後援をいただきたくお願い申し上げます。

今大会は伊豆全域から24チームが参加して、伊東市の市営かどの球場など3球場で熱戦を繰り広げます。参考までに、後援申請書・大会要項・予算案を同封いたします。

敬具

大会日程

抽選会 7月6日(日) 伊東市観光会館別館
午後2時40分開始

本大会 7月26日(土) 午前8時30分開始 (開会式)
7月27日(日) 午前9時30分開始
8月2日(土) 午前9時30分開始
8月3日(日) 午前9時30分開始
準決勝・決勝 閉会式(表彰式)
(予備日8月9日(土)10日(日))

お問い合わせは 伊豆新聞本社

電話 0557-36-1234・FAX36-2691 メールアドレス jigyo@izu-np.co.jp



2025 年度・第 49 回オール伊豆少年野球学童部大会 大会要項

- 1主 催 伊豆新聞本社・伊豆日日新聞・熱海新聞
- 2後 援 熱海市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町の各教育委員会及び各体育協会、静岡新聞社・静岡放送
- 3主 管 伊東市野球連盟
- 4協 賛 ナガセケンコー(株)、東海自動車(株)、三島信用金庫、(株)伊豆シャボテン公園
- 5日 程 2025 年 7 月 26 日(土)、27 日(日)、8 月 2 日(土)、3 日(日) [予備日 8 月 9 日(土)、10 日(日)]
- 6会 場 伊東市営かどの球場、小室山グラウンド、伊東小学校グラウンド
- 7開 会 式 2025 年 7 月 26 日(土)・かどの球場 雨天順延、集合受付は午前 8 時。8 時 30 分入場行進開始。
行進は登録メンバーに限る。(プラカード、団旗を持参)
- 8参加資格 県連各支部登録チームに限る(スポーツ傷害保険に加入すること)
- 9参 加 費 10,000 円(抽選会当日会場にて納入のこと)
- 10チーム編成 代表者 1 人、監督 1 人(30)、コーチ 2 人(28)(29)、スコアラー 1 人、選手 25 人以内(0~99)とする。【主将(10)】 ※()内は背番号。代表者、スコアラーを除き、ユニホーム、帽子を着用のこと
- 11試合方法 (1) トーナメント方式(6 回戦)とし、1 時間 30 分を超えた場合は次のイニングに入らない
(2) 3 回 15 点差・4 回 10 点差・5 回 7 点差の場合はコールドゲームとし、5 回を満たない場合は試合時間を優先する
(3) 6 回終了、または 1 時間 30 分を超えて勝敗が決定しない場合は、特別延長戦を行う。ただし 1 回までとし、決着がつかない場合は抽選。決勝戦は特別延長戦を(疲労などの諸条件を考慮し)最大 2 回までとし、決着がつかない場合は抽選。
(4) 正式試合になる回数は 5 回。雨天・日没等で試合が成立しない場合は特別継続試合を行う
(5) メンバー交換は本部配布の交換用紙(複写式)に記入、提出する(第 2 試合以後は前試合の 3 回終了時もしくは、45 分経過後に交換を行う)※氏名の頭に学年を記載
- 12適用規則 2025 年度公認野球規則および競技者必携少年野球に関する事項並びに本大会特別ルールを適用
- 13使 用 球 公認 J 号ボール(大会本部で用意します)
- 14表 彰 (1)優勝チーム…賞状ならびに伊豆新聞本社優勝旗
東海自動車株式会社優勝カップ・三島信用金庫理事長杯ならびに協賛社記念品
(2)2 位チーム…賞状ならびに伊豆新聞本社準優勝楯、協賛社記念品
(3)3 位チーム…賞状ならびに伊豆新聞本社 3 位楯、協賛社記念品(3 位表彰は決勝戦前に行う)
- 15連 絡 先 大会本部 ☎090 - 8384 - 3815
当日雨天等の場合、試合決定は午前 6 時 30 分に各チームから大会本部あてに連絡してください(ただし、2 日目以降は午前 7 時に決定)
- 16そ の 他 ☆競技中に事故が発生した時の応急処置は、主催者が行い、その後の責任は一切負わないとする
☆競技中は必ずヘルメット、レガース、プロテクター、ファールカップを着用すること
☆各チームの監督、コーチは全員指導者研修会修了証を携帯し(コピーは不可)、指導者章を右袖に着けること
☆ベンチは抽選番号の若い方が一塁側。シートノックは各チーム 5 分(省略する時もある)
☆投手は 1 日の投球数を 70 球までとする。(4 年生以下は 60 球まで)
☆選手の健康管理を考慮し、保護者 2 名ベンチ入りを認める。但し帽子とビブスを着用する

第49 回オール伊豆少年野球学童部大会 予算案

7月26日・27日・8月2日・3日開催予定

収入

参加費	10,000円 × 24チーム	240,000
		240,000

支出

打合せ会交通費		14,000
抽選会会場費	伊東市観光会館別館	15,000
会場費	かどの球場	80,000
会場費	小室山グラウンド	17,000
野球連盟謝礼	伊東市野球連盟	70,000
審判料	23試合	230,000
優勝・準優勝レプリカ代	優勝・準優勝楯	8,000
3位たて代	2チーム分	7,000
優勝、準優勝メダル	2チーム分	80,000
弁当代		140,000
スポーツ保険	SBSプロモーション	37,000
臨時電話代		15,000
プログラム印刷代		120,000
通信費	書類郵送代ほか	20,000
雑費	石灰、文具、氷礼など	30,000
		883,000

事業収支	240,000-883,000	-643,000
------	-----------------	----------

(643,000円は自社負担)

(第1号様式)

令和7年5月15日

函南町教育委員会

教育長 久保田 浩子 様

住 所 (事務局長宅) 函南町

申請者

氏 名 事務局長 宮本 美保

(連絡先)



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第31回 MOA美術館 函南児童作品展		
期 日	令和7年11月15日(土)～16日(日)		
会 場	函南町文化センター 多目的ホール		
主催者	団体名	MOA美術館(公益財団法人岡田茂吉美術文化財団) MOA美術館函南児童作品展実行委員会	
	代表者	実行委員長 石井 恒男	
	所在地	(事務局長宅) 函南町	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有	後 援	文部科学省、外務省、農林水産省、環境省、こども家庭庁、日本ユネスコ国内委員会、公益社団法人日本PTA全国協議会、公益社団法人全国子ども会連合会、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟、公益財団法人海外日系人協会、全国新聞社事業協議会、全国連合小学校長会 静岡県、静岡県教育委員会、函南町、函南町議会、函南町教育委員会、函南町文化協会、函南町商工会、函南町観光協会、函南町社会福祉協議会、函南町PTA連絡協議会、函南自然農法の会、静岡新聞社・静岡放送、伊豆新聞本社・熱海新聞・伊豆日日新聞
		協 力	ひまわりの会(函南町文化協会所属)、盆点前山月サークル(函南町文化協会所属)、子ども山月各教室

事業の対象と目的	函南町内の小学校（１年生～６年生）を対象に実施 文部科学省の「学習指導要領」にもとづいて開催 ・子どもたちが自然・環境、社会、人との関わりを通して興味や関心をもったことを、感性を働かせながら絵画や書写によって表現することで情操を養い、豊かな心を育てる ・学校・地域・家庭が連携して社会全体で子どもを育ていくことを重視し、作品展を通じて地域社会の絆を深め、心身ともに健康な活力のあるコミュニティづくりを目的に開催		
事業内容	・函南町内の小学校（１年生～６年生）を対象に、絵画、書写の作品募集を行い、審査員による審査を行う。 ・展示会場において、全ての応募作品の展示を行う。 ・入賞者の表彰式を行う。 ・町内各施設において、入賞作品の一部を巡回展示する。		
申請理由	・当作品展を、行政、学校、教育関係者、地域と一体となって進めていきたいため、申請いたします。 ・当作品展の特別賞に「函南町教育長賞」「かなみ仏の里美術館 館長賞」の設定、ならびに表彰式において教育長、館長による表彰状の授与をお願いします。		
入場料	無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

令和7年5月吉日

『 第31回（令和7年度）MOA美術館函南児童作品展 』
開催について

MOA美術館函南児童作品展実行委員会
実行委員長 石井 恒男

1. はじめに

MOA美術館函南児童作品展は、函南町、町教育委員会をはじめ各種団体のご後援、そして多くの企業、団体、個人のご協賛を賜り、年々盛大に開催することができ、感謝申し上げる次第であります。

グローバル化や少子高齢化が進む現代社会において、本作品展が、未来を担う子どもたちの創造力やチャレンジ精神を喚起し「生きる力」を育む一助となりますことを願い、本年度は第31回目の作品展を開催させていただくこととなりました。

開催にあたりまして、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

2. 趣 旨

MOA美術館児童作品展は、次の2点を目的に、文部科学省の「学習指導要領」にもとづいて開催しております。

- 子どもたちが自然・環境、社会、人との関わりを通して興味や関心をもったことを、感性を働かせながら絵画や書写によって表現することで情操を養い、豊かな心を育てる。
- 学校・地域・家庭が連携して社会全体で子どもを育ていくことを重視し、作品展を通じて地域社会の絆を深め、心身ともに健康な活力のあるコミュニティづくりを推進する。

3. 開催日及び会場

作品展示 【日時】 令和7年11月15日(土) 13:30～20:00
11月16日(日) 9:15～15:00
【会場】 函南町文化センター 多目的ホール

表章式 【日時】 令和7年11月16日(日) 13:00～14:00
【場所】 函南町文化センター 多目的ホール

◆ 応募作品全てを展示いたします



4. 作品募集について

(1) 募集内容

- ① 函南町内の小学生を対象に「絵画」「書写」の2部門で作品募集。(部門毎に一人1点まで)
- ② テーマは自由で、いずれも未発表の個人作品に限る

(2) 応募方法

- ① 募集案内・申込用紙は、7月に各学校より配布予定
- ② 応募は、作品に申込用紙を添え、夏休み明けの始業日に学校へ提出
(9月上旬に当作品展の担当が作品を預かります)

5. 審査及び入賞について

(1) 審査

- ① 9月中旬に応募作品の審査会を予定
(審査員は学校の先生、美術・書道の先生に依頼)

② 審査基準

「学習指導要領」を参考にしつつ、「一人一人が感性や創造力を働かせて豊かに表現すること」を中心として、以下を基準に審査

- ・ 楽しさや美しさなどが感じられる作品
- ・ 自由な創意・工夫をこらした作品
- ・ 子どもらしく個性的で、明るく伸び伸びしている作品
- ・ 自然や人を思う心などのよさが表れている作品



(2) 設定する賞

特別賞	① 函南町長賞	部門ごとに1点 (計2点) 「MOA美術館全国児童作品展(全国展)」に出展(*)
	② 函南町議会議長賞	部門ごとに1点 (計2点)
	③ 函南町教育長賞	//
	④ 函南町文化協会 会長賞	//
	⑤ 函南町商工会 会長賞	//
	⑥ 函南町観光協会 会長賞	//
	⑦ かなみみの里美術館 館長賞	//
	⑧ 函南町社会福祉協議会 会長賞	//
	⑨ 函南町PTA連絡協議会 会長賞	//
	⑩ 函南自然農法の会 会長賞	//
	⑪ 伊豆日日新聞賞	//
⑫ 金賞	部門ごとに6点 (計12点)	
⑬ 銀賞	//	
⑭ 銅賞	//	
⑮ 入選	応募作品数に応じて賞数設定	

(*) MOA美術館(熱海市)にて審査、入選以上作品は翌年1~2月開催予定の全国展にて展示、上位入賞作品は全国展様式にて表彰
詳しくはMOA美術館全国児童作品展へ→ <https://acegn.moaart.or.jp/>

6. 巡回展示

11月～12月の期間内で、特別賞の作品に限り、町内施設において巡回展示を行います。
(展示会場および日程は10月頃に確定予定)



かなみ知恵の和館



かなみみの里美術館



マックスバリュ函南店



富士見ヶ丘にいの園

7. スケジュール予定

令和7年 7月上旬	作品募集案内
8月末	作品募集締め切り
9月20日(土)	審査会
11月15日(土)・16日(日)	児童作品展・表彰式
11月~12月	巡回展示
令和8年 1月上旬以降	作品返却

8. 運営について

当児童作品展はボランティアによって運営しており、運営に関わるもの（展示用備品、賞品代など）はすべて協賛金によって賄っております。（協賛金募集期間は8月～9月）

また、当児童作品展の展示会場設営・撤収、表彰式の誘導員などボランティアを募る予定です。

9. 個人情報について

応募いただきました個人情報の取扱いについては、MOA美術館児童作品展ホームページに掲載のプライバシーポリシーに則って行います。

https://acegn.moaart.or.jp/file/box/privacypolicy_local.pdf



10. 主催・後援・協力

主 催	MOA美術館（公益財団法人岡田茂吉美術文化財団） MOA美術館 函南児童作品展実行委員会
後 援 （申請予定）	文部科学省、外務省、農林水産省、環境省、こども家庭庁、 日本ユネスコ国内委員会、公益社団法人日本PTA全国協議会、 公益社団法人全国子ども会連合会、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟、 公益財団法人海外日系人協会、全国新聞社事業協議会、全国連合小学校長会、 静岡県、静岡県教育委員会、函南町、函南町議会、函南町教育委員会、 函南町文化協会、函南町商工会、函南町観光協会、函南町社会福祉協議会、 函南町PTA連絡協議会、函南自然農法の会、静岡新聞社・静岡放送、 伊豆新聞本社・熱海新聞・伊豆日日新聞
協 力	ひまわりの会（函南町文化協会所属）、 盆点前山月サークル（函南町文化協会所属）、子ども山月各教室

11. 第30回の開催実績（参考）

開催日	令和6年10月16日（土）・17日（日）
会場	函南町文化センター 多目的ホール（展示会場・表彰式共に同会場内にて）
内 容	・応募作品の全点展示 総数900点（絵画483点／書写417点） ・30回記念特別展示（歴代優秀作品12点展示、30回記念動画視聴コーナー） ・こども山月教室受講生による作品展示、お茶体験コーナー
来場者	展示会場 約1000名、表彰式 196名
巡回展示	富士見ヶ丘いこいの園（令和6年11月24日～30日） かなみみの里美術館（12月 1日～ 8日） マックスパリュ函南店（12月 9日～16日）
協賛者	団体・法人27団体 個人73名

※ 令和6年度は国内外の289会場で開催（うち、海外11ヶ国25会場）

応募総数は183,287点、参加校数は5,574校

- 当児童作品展の開催内容（日時、賞など）は状況により変更になる場合があります。

以 上

[連絡先]

MOA美術館 函南児童作品展 実行委員会

事務局長 宮本 美保

電話・Fax : [REDACTED]